

官報号外

昭和六十三年五月十八日

○第一百十二回 参議院会議録第十八号

昭和六十三年五月十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

昭和六十三年五月十八日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(昭和六十一
年度決算の概要について)

第二 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百
八回国会内閣提出、第百十二回国会衆議院送
付)

第四 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その2)(衆議
院送付)

第五 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その3)(衆議
院送付)

第六 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その4)(衆議
院送付)

第七 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その5)(衆議
院送付)

第八 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その6)(衆議
院送付)

第九 昭和六十一年度一般会計予算総則第十三
条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管
経費増額調書(その1)(衆議院送付)

第十 昭和六十一年度一般会計国庫債務負担
行為総調書(その1)

第十一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行へ
の加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 平和祈念事業特別基金等に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十三 共済組合法の年金の額の改定の特例に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第十四 土地区画整理法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和六十一年度特別会計予算総則第十三
条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管
経費増額調書(その1)(第百八回国会内閣提
出、第百十二回国会衆議院送付)

第六 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調
書(内閣提出、衆議院送付)

第一五 郵便年金法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第一六 國民健康保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 児童扶養手当法等の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第一九 戰傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没
者の父母等に対する特別給付金支給法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 厚生年金保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 国立学校設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 昭和六十一年度における私立学校教職
員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第二三 地方交付税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第二四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行へ
の加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二五 平和祈念事業特別基金等に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二六 共済組合法の年金の額の改定の特例に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第二七 土地区画整理法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二八 郵便年金法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第二九 國民健康保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三〇 児童扶養手当法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三一 戰傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没
者の父母等に対する特別給付金支給法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三二 厚生年金保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三三 地方交付税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第三四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行へ
の加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三五 平和祈念事業特別基金等に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三六 共済組合法の年金の額の改定の特例に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

この際、國家公務員等の任命に関する件につい
てお諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員に大山彰君を、
原子力安全委員会委員に都甲泰正君を、
日本銀行政策委員会委員に兩角良彦君を、

それぞれ任命することについて、本院の同意を求
めてまいりました。

まず、原子力委員会委員の任命について採決を
いたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛
成の諸君の起立を求めます。

内閣申し出のとおり、これに同意することに決しました。

次に、原子力安全委員会委員の任命について採
決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛
成の諸君の起立を求めます。

内閣申し出のとおり、これに同意することに決しました。

次に、日本銀行政策委員会委員の任命について採
決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛
成の諸君の起立を求めます。

内閣申し出のとおり、これに同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛
成の諸君の起立を求めました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛
成の諸君の起立を求めました。

○議長(藤田正明君) 日程第一 国務大臣の報告

(号外) 関する件(昭和六十一年度決算の概要について)

大蔵大臣から発言を認められております。発言を許します。宮澤大蔵大臣。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇 拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 昭和六十一年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は五十六兆四千八百九十一億円余、歳出の決算額は五十三兆六千四百四億円余でありまして、差し引き二兆八千四百八十七億円余の剩余を生じました。

この剩余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和六十二年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和六十一年度における財政法第六条の純剩余金は一兆七千六百十五億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしまして、歳入につきましては、予算額五十三兆八千二百四十八億円余に比べて二兆六千六百四十三億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剩余金受け入れが予算額に比べて増加した額五千四百五十七億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は二兆千百八十六億円余となります。その内訳は、租税及び印紙収入等における増加額二兆三千五百八十六億円余、公債金における減少額二千四百億円余となつております。

一方、歳出につきましては、予算額五十三兆八

千一百四十八億円余に、昭和六十一年度からの繰越

額五千四百三十三億円余を加えました歳出予算現額五十四兆三千六百八十一億円余に対しまして、支出来済み歳出額は五十三兆六千四百四億円余であ

りまして、その差額七千二百七十七億円余のうち、昭和六十一年度に繰り越しました額は五千九十三億円余となっており、不用となりました額は二千百八十四億円余となっております。

次に、予備費でありますと、昭和六十一年度一般会計における予備費の予算額は二千億円であ

り、その使用額は千九百四十五億円余であります。

次に、昭和六十一年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によつて御了承願いたいと存じます。

次に、昭和六十一年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いでありますと、同資金への収納済み額は四十二兆五千八百九億円余であ

りまして、この資金からの一般会計等の歳入へ

組み入れ額等は四十二兆五千六百六十二億円余でありますので、差し引き百四十七億円余が昭和六十一年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであ

ります。

その一つは、奥野前国土庁長官の日中関係に関する発言及びその発言が巻き起こした政治問題であります。

まず、私は、大きな柱の一つとして、当面の諸問題について、緊急的な意味を含め、総理の所信をただしたいのであります。

その一つは、奥野前国土庁長官の日中関係に関する発言及びその発言が巻き起こした政治問題であります。

次に、奥野前長官は、竹下内閣の発足に当たつて、総理みずからが副総理格あるいはそれに準ずる立場で入閣を要請されたと承つております。また現在

の最重要課題である土地対策、地価高騰問題の解

決を全面的にゆだねられたと理解していますが、いかがでしょうか。

その奥野前長官による土地対策は、どの程度まで進んでおられたのでしょうか。それに対する総

理の評価はいかがですか。私どもから見れば、い

かに評価されていても一連の発言によつて国土

長官として積み重ねてきた仕事は一挙に無に等し

い結果にならざるを得なかつたと思うのですが、

総理の率直な感想をお聞きいたします。

何とぞ、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(藤田正明君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。及川一夫君。

〔及川一夫君登壇 拍手〕

○及川一夫君 私は、日本社会党・護憲共同代表し、議題となつた昭和六十一年度決算と当面す

る我が国の諸問題について、竹下総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず、私は、大きな柱の一つとして、当面の諸問題について、緊急的な意味を含め、総理の所信をただしたいのであります。

その一つは、奥野前国土庁長官の日中関係に関する発言及びその発言が巻き起こした政治問題であります。

まず、私は、大きな柱の一つとして、当面の諸問題について、緊急的な意味を含め、総理の所信をただしたいのであります。

その一つは、奥野前国土庁長官の日中関係に関する発言及びその発言が巻き起こした政治問題であります。

次に、奥野前長官は、竹下内閣の発足に当たつて、総

理みずからが副総理格あるいはそれに準ずる立場で入閣を要請されたと承つております。また現在

の最重要課題である土地対策、地価高騰問題の解

決を全面的にゆだねられたと理解していますが、いかがでしょうか。

その奥野前長官による土地対策は、どの程度まで進んでおられたのでしょうか。それに対する総

理の評価はいかがですか。私どもから見れば、い

かに評価されていても一連の発言によつて国土

長官として積み重ねてきた仕事は一挙に無に等し

い結果にならざるを得なかつたと思うのですが、

総理の率直な感想をお聞きいたします。

総理、大方の見方は、奥野問題は自発的辞任で一件落着ということのようであります。私はその見方に賛成しかねるのであります。むしろ、奥野前長官の国土庁での辞任あいさつがこの問題を一層深刻にしたと思ひます。奥野前長官は、誤った戦争への反省が結果的に他国によって曲げられた史実までまかり通つていく日本にしてしまったと発言したと伝えられております。

一連の問題発言に對する反省がないばかりか、党内にも閣内にも支持者がいるという開き直りを感じられます。いわゆる満州事変以後の十五年戦争への深い反省、その上に立つ戦後日本の平和主義と不戦の誓いは、日本国民の大部分のコンセンサスであると私は信じていますが、奥野発言にはこの国民的合意に対する挑戦の姿勢さえ感じられます。不可解なアノクロニズムと言わざるを得ません。

総理、あなたは在任中の奥野氏に的確な指導をされなかつただけではなく、辞任後も生きている奥野発言を自分の言葉で否定されていません。このままで内閣総理大臣としての統治能力と、竹下内閣の外交、防衛に対する基本姿勢に国民党は疑問を持たざるを得ません。疑問を感じているのは、外國政府だけではなく、日本の普通の国民なのであります。否定の立場に立つのかどうか、明確な答弁をいただきたいと思います。

その二つは、税制改革に対する総理の態度についてであります。

政府税調及び自民党税調は、税制改革に向けて

それなりの動きが見られます。しかし、肝心の政府の態度は明確にされていません。また今年度の減税をめぐって、自民党と社、公、民三党間に約束があ

汚職が及んでいるのが実態であります。

総理、この際、外部に仕事を発注するすべての部門について、汚職再発防止の終点検をすべきではありませんか。特に、一つの部署に長くとどまっている職員の処遇、その多くはノンキャリアと言われる方々で、実はキャリア組の上司がその上にいるはずですが、上司の方は二、三年もすればどこかへ転任していく。この上司の責任がいつもありまいなままにされているのであります。

行政機関の事業発注のシステムそのものにも問題が潜んでいるのではないか。役所の事業は、おおむね予算と下請、孫請等で実際にかかる費用との格差が大きいと言われています。このため、不当なりべー、その典型としてのわいろが発生しやすいと思われてなりません。内部のチェック機能、会計検査院の検査能力も上げなければなりませんが、この際、システム面からも総点検すべきでありませんか。御所見を伺いたいと存じます。

さらに、六十二年度途中から完全民営化された日本航空の経営にまつわる疑惑について、運輸大臣に伺います。

時間が限られていますから、るる申し上げませんが、ドルの先物予約の失敗、子会社である日航開発のホテル買収等に絡む過大な投資、日航が開発したりニアモーターカー事業化権の超安値譲渡など、昨年春以降マスコミをにぎわせた疑惑の数々があります。そして、高名な作家によって、昨年十月、「日本航空 迷走から崩壊へ」というタイトルの五百ページの告発書ともいふべきものが発表されているのであります。

本院の運輸委員会等で取り上げられてはいます

が、政府は、一貫して経営判断の問題として真の意味で疑惑をただす姿勢を見せていません。会計検査院も通常検査を含め検査に入っているようですが、結果は何も発表されていません。つまり、国民の疑惑は納得のいく形で何一つ解消されないのであります。

例えば、ドルの先物予約では、これから先十年このまま推移するとすれば、トータルで二千数百億円の為替差損をこうむる計算となるのであります。経営責任はもとよりですが、このまま済ませてよいものでしょうか。なぜ民営化直前になって先物予約をしたのかの問題を含め、さまざまな疑問がわくのであります。少なくとも、これらを積極的な姿勢で解明し、疑問に答える必要があるのではないか。

さらに、為替差益の問題でも、収益が民営化前に比べ約三倍になつております。その要因は円高によることが明らかになっているにもかかわらず、航空運賃が値下げされない点などを含めて極めて不可解なのであります。運輸大臣、この際、こうした疑問と要望にこたえるよう指導なさるべきではありませんか。

以上申し上げた点につきまして、簡単明瞭に、率直にお答えいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず、奥野前長官の土地対策の評価から御意見をお述べになりまして、私の感想を求められたものであります。

地価等土地問題は、現下の内政上の極めて重要な課題と認識しております。地価の安定と適正かつ合理的な土地利用の実現が土地対策の基本で

ある、このように考えます。

当面の地価高騰に対応するために、国土利用計画法の監視区域制度の機動的な運用などさまざま

な対策を講じてきておりますが、しかし、東京圏

で地価が鎮静、下落に転するなど、そういう傾向

はございますが、これからもなお力を注がなければならぬところであります。

奥野前長官は、多極分散型国土形成促進法案、これをみずからまとめた担当国務大臣であつたわ

けであります。したがつて、その法律案は、今

日、本院において御審議をいただいておるところ

でございますが、何とぞこの促進法案の一環も早

速に議了を心からお願いする次第であります。

それから、今度は日中関係に関する発言につい

てのお尋ねでござります。

そこで、この問題につきまして、今日、一方に

各党の政策担当者会議あるいは幹事長・書記長会

談、こういうものが存在しております。一方、税制調査会等から答申をいただきましたならば、いつ

でもそれを受け立たなければならない責務もあ

るわけでござりますので、法案につきましては、

今日段階においてもなお検討中のものという範疇

に入れさせて立たなければならぬ責務もあ

るわけでございます。

この認識で、今後ともこの立場に立つて日中関係に

が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたこ

とについての責任を痛感し、深く反省する」こ

れが侵略であるという厳しい国際的批判を受けて

きておることは事実だ。この事実は、政府として

十分認識するところである。そういう平和への決

意を新たにして、こういうことを二度とやつては

ならないということは政府としての一貫した基本的

考え方であり、内閣の統一した見解である旨をた

びたび私は申し述べてまいりました。

また、奥野前長官も、五月十一日の本院本会議

におきまして、「ただいま竹下総理から御答弁がございました。全く私も同じように考えてお

るわけでござります。」とのことをつけ加えさせていただきます。

さて、次がいわゆる法案提出等の問題についてでござります。

税制改革、これは昨年十一月の諮問以来、税制

調査会におきまして精力的に審議が進められ、そ

して去る四月二十八日に税制改革についての中間

答申、これで望ましい税制の全体の姿といふものが示されたところであります。政府としては、税制調査会における御議論を初め、各方面、なかなか国会の御議論等意見を伺いながら、税制改革案を一体のものとしてできるだけ早期に取りまとめて、国会の審議をいただきたい、このように考えておるところでござります。

そこで、この問題につきまして、今日、一方に

各党の政策担当者会議あるいは幹事長・書記長会

談、こういうものが存在しております。一方、税制調査会等から答申をいただきましたならば、いつ

でもそれを受け立たなければならぬ責務もあ

で審議を精力的にいただいておるときに臨時国会云々といふのは、確かに内閣に召集権はございますけれども、お互に差し控えるというのが良識ではなかろうかというふうに考えております。なお、会期を決めるのは、これは私ではなく国会で決めていただくわけでございますから、これもいささか歯切れが悪いとおっしゃるかもしませんが、やはり答弁としてはお互いが中和できる答弁じやないかというふうに思つております。

それから、税制改革は三年かけてやれ、この御意見は御意見として承ります。何分、私の経験では、昭和五十三年以來いろいろ議論されて、そして五十九年末の税調答申で抜本改正の必要性が指摘されました。それから六十年九月、中曾根前総理からの諸問を受けて、六十一年十月には抜本見直しについての答申を取りまとめた。そして、一つ大事なことは、その一部は昨年秋の臨時国会で実現を見たということになるわけであります。したがつて、継続中道なお半ばまでに達しない、こういうことであるうと思いますので、やっぱり昨年十一月の諸問で、所得、消費、資産の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することとして早急に成案を得る必要があるという認識のもとにおりまして、抜本見直しについての答申に示された考え、そうしてその後現在に至るまでの情勢の進展を見ながら、まさに税調においても約半年間大変な御審議をいただいておりますので、その意味におきまして、国民の皆様方の理解と、ある意味における参加意識というものは高まりつつあるのじやないか、こういうふうに思つております。

それから、増減税についての財源問題について

もお触れになりました。

今回の税制改革は、所得課税において負担の公平を図りますとともに、税体系全体として実質的な負担の公平に資する見地から、所得課税を軽減し、消費にも応分の負担を求めて、資産に対する負担を適正化することなどによって公平感を持つ納税していくだくような体系を構築しようという考え方、この税制改革についての中間答申においてもそういう考え方のとてこの間接税の導入を含みますところの答申をいただいた。そして、その改革像の具体化については審議が今なお続けられておるということになるわけでございます。したがつて、これらの財源問題につきましては、今後、検討を尽くさるべき問題だというふうに考えております。

次が決算の早期提出問題でござります。

決算の国会への提出をなるべく早くすることは、予算編成に反映するばかりでなく、決算の効果的な審議をお願いするためにも望ましいといふことは、私は等しくしております。

政府としては、従来からできるだけ早期に決算書を国会に提出するよう努力してまいりました。

法律上、内閣から会計検査院への送付は翌年度一月三十日までとされておりますが、従来からこれを一ヶ月半繰り上げまして十月中旬に送付しておるということを御承知いただきたいと思います。今後も、決算作成事務の促進を図るようだ、政府といたしましても努力しなきゃならぬ課題だというふうに受けとめております。

さて、税収見積もり問題でござります。そして、私に対しても、一名は誤差のうちというよろな発言もしたではないかというお尋ねでございました。

確かに、私そういう発言をしたことだとございま

す。政府の見通しと経済運営が非常に安定的に推

移しておった当時でござりますので、今大きくい

だきます。

最後に、私に対する公務員の汚職再発防止の問

題であります。

公務員は、国民全体の奉仕者であります。職務の公正な執行について国民の疑惑や不信を招くことのないよう常に留意して、綱紀の厳正な保持に努めるべきであるというのは当然のことであります。御指摘なさった事件が起こりましたことは遺憾のきわみであります。したがつて、今後とも、今は各種の経済調査機関や個々の企業自体も予測し得なかつたような増益となつたものでございま

す。

したがつて、何がしかの自然増収は期待できる

のではないかと思われますが、かなりのウエート

を持つ四、五月分の税収の大宗を占める法人税の三月期決算法人の申告といった変動要因の大きいものが判明していないこともありますので、確たるものと申し上げる段階にはないと思つております。ただ、御指摘ございましたように、税収見積もりの精度向上に最善の努力をしろ、これはやらなきやならぬ御指摘だと思っております。

それから、決算審議の問題でございますが、これは財政法第四十条には「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。」という規定があるわけでござります。政府としては、毎年十二月下旬に常会が召集されおりますところから、その常会開会後、速やかに前年度決算書を衆議院及び参議院に提出して御審議いただいておるところであります。政府としては、その決算の審議の結果を将来の予算編成に反映させることは、

これは重要なことであると考えております。なお、今の問題は、鞭撻として受けとめさせていたいと思います。

ただいま現実に行われておりますことは、七月三十一日までに各省庁から大蔵省に報告がございまして、十月中旬にそれにに基づきまして内閣を経て会計検査院にこれを送付いたしております。これは財政法三十九条の規定によるものでございます。会計検査院は検査をいたしまして、その報告を内閣を経て常会に、財政法第四十条の規定によりまして国会に御提出しておる、こうしたことでもいたではないかというお尋ねでございました。

さて、その暫定あるいは仮決算ということについてでございますが、やはり会計検査院の検査を経て最終的なものを国会に提出して御審議を受けたということが本来ではないだらうか。仮ということになりますといふ問題もあるのではないかという感じがいたしますので、したがいまして、政府としてはできるだけ今の過程を早めることを考えるということ存じますが、現実には財政法第三十九条「十一月三十日まで」というのは十月中旬までに提出いたしておりますし、かなり法律の規定よりは早目早目にいたしておるのでござりますが、なおそれに向かいまして努力をさせていただきたいと考えます。

それから次に、歳入の見積もりの誤りにつきまして御指摘がございました。

昭和六十一年度におきましていわゆる大きな自然増を出した、六十二年度においてもその公算が大ではないか、このたびは二度ともいわば過小の見積もりをした。過大の見積もりをすることも問題であります。過小の見積もりをするといふことは、もし正しく見積もつておればもっと別の政策の選択が可能であったではないかと言われます。点は、まことにそうだと申し上げるしかございません。したがいまして、過小であってもこれは責めを免れるものではないと思ひますので、その点は申しわけのないことだと思っております。

どうしてこのようなことが起つたか、何を反省しておるかということでございますが、我が国にとって一度の石油危機と、それから急激な円高というものが戦後最も大きな経済変化の一つであつたと思ひます。それに対しても家計も企業も財政も非常に苦しみ、かつ懸命に対応しようとした

ことになりますといふ問題もあるのではないかという感じがいたしますので、したがいまして、政府としてはできるだけ今の過程を早めることを考えるといふことはそれもあるのではないかという感じがいたしますので、したがいまして、政府としてはできるだけ今の過程を早めることを考えるといふことはそれもあるのではないか

私どもは反省をしておりまして、今後それについて十分の分析を行ふことによってこのような過ちを繰り返しませんように努力いたしたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○國務大臣(小淵恵三君) 一般の事件に対します政府の考え方につきましては、先ほど総理から御答弁申し上げたとおりでござります。

なお、総理府における今後の再発防止対策といたしましては、今回の事実を厳粛に受けとめ、全職員に対し綱紀の厳正な保持に努めるよう注意を喚起するとともに、適正な業務の執行を確保するため、チエック体制の見直し等具体的な措置を検討するよう指示いたしたところであります。

(拍手)
 〔國務大臣石原慎太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(石原慎太郎君) 運輸省への御質問は二つございました。

第一に、日本航空の経営姿勢についてでございますが、日本航空が行いました先物為替予約につきましては、日本航空が企業として為替レートの変動に伴う危険を回避するために行つたものであつて、結果としては思惑外れになりましたけれども、今日のような急激な円高がなかなか予測し得なかつた当時としては、同社の経営判断とし得なかつたものであると考えております。

なお、運輸省としては、従来も国際航空運賃の

したわけであります。今になりましてようやく明るいところへ出てきた感じがいたしますが、その対応の過程、それから変化の結果といふものについての分析が十分でなかつた、こういうことを

いう批判を受けていることはそれ自体大変残念なことでございまして、大いに自戒し、日本航空は遂行に従来以上渾身の努力を払うべきものと考えております。

政府としては、このような問題が日本航空本体の経営に悪影響を及ぼすことのないよう所要の指導を行つていりましたが、日本航空が完全民営化を機に、自主的かつ責任ある経営体制のもとで一層の経営体質の強化を懸命に図つていくことを期待しております。

第二の日航の航空運賃についてでござりますが、日航に限らず航空企業は、全般的に昨今の円高に伴い燃料費等の低減によるメリットを受けておりますが、一方では航空運賃は過去六年間にわたり据え置かれておりまして、この間、円高等に伴う収支改善分を上回る一般的なコストアップもございましたし、特に日航は大事故などを起こしましたが、日航に限らず航空企業は、全般的に昨今の円高に伴い燃料費等の低減によるメリットを受けておりますが、一方では航空運賃は過去六年間にわたり据え置かれておりまして、この間、円高等に伴う収支改善分を上回る一般的なコストアップもございましたし、特に日航は大事故などを起こしましたが、日航に限らず航空企業は、全般的に昨今の円高に伴い燃料費等の低減によるメリットを受けておりますが、一方では航空運賃は過去六年間にわたり据え置かれておりまして、この間、円高等に

たる払下げ等前内閣の誤った民活路線などを契機としたものであります。政府は地価の暴騰を傍観し、これに乗じた金融機関の無節操な融資を放任し、このため、現在取り返しのつかない札による払い下げ等前内閣の誤った民活路線などを契機としたものであります。この責任はまことに重大であります。昨年十月の緊急対策は後の祭りでありました。

ことしの高額納税者上位百人のうち、約八割までが土地譲渡に関係するものであります。こうした反面、労働者の実質賃金の伸びは前年比わずか二・九%にすぎない状況は、現在の社会のひずみを象徴的に示していると思います。これは、我々が努力して実現しようとした社会の本当の姿であります。なぜなら、総理は、このような現状をいかが見られますか。

方向別格差の是正や割引運賃制度の拡充によって利用者の利便の向上を図つてしまつております。今後とも、これらの施策の推進に努めてまいり所存でございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 剣田貞子君。

〔剣田貞子君登壇、拍手〕

そこで、地価高騰の抑制を図るために、国土利用計画法によります監視区域制度の機動的な運用、そして御指摘もありました金融機関に対する指導の強化、土地税制の改善、これらの対策を講じておるところであります。

確かに、東京圏では地価が下落に転じるなど鎮静化が急速に進んでおるというふうにも見られますが、今後は、諸機能の地方分散、住宅宅地の供給促進等によりまして土地需給の緩和を図つて、地価の安定、ひいては引き下げに努力してまいり、このような考え方でございます。

次の問題、財政再建の目標達成見込みがあるか

ないか、こういう端的な御質疑でありました。

引き続き節約等歳出削減の努力を続けていくな

らば、その実現の可能性は、これまでと比べると

大きなものとなっておるというところが私のお答

えでござります。

次が所得税減税の問題であります。

これは、税制改革についての中間答申をいただ

きまして、税制の抜本的改革の一環として、中低所得者の税負担軽減と中堅所得者層を中心とする負担累増感等に配慮して、所得税の最低税率の適用対象所得の範囲の大幅な拡大等の累進緩和及び人の控除の引き上げ等の提言が示されたわけでござります。したがって、これから御議論を踏まえながらこの問題について引き続き具体的な検討に入れる、こうしたことであります。

それから、六十二年度の税収見込みにつきましては、確かに何がしかの自然増収が期待できるのではないかと思われますが、何分、三月期決算法

人という問題が残されておりますので、確たるこ

とを申し上げるわけにはいかないということであります。

偶發的な要因によるにせよ、そうでない要因によるにせよ、税の增收が生じる場合には、今の極めて厳しい財政事情から見ますと、まずはそれこそ財政法、また先般議了いたしました財源確保法等の建前からいえば公債額に充てるべきものであるというふうに考えます。

それから、六十五年度以降の繰り延べ等のもうろの措置をどうするか、こういうお尋ねでござります。

そこで、不公平税制の問題でございますが、そぞれこそ経済情勢等を見きわめながら、毎年度の予算編成の際に適切に判断し、対応すべき問題であると思います。

定率繰り入れをどうするか、こうしようとぞんざいました。

定率繰り入れというものは五十七年度以降停止されておりましたが、六十三年度も同じような考え方で停止しております。六十四年度以降の取り扱いにつきましては、そのときの歳入歳出等の動向、そして国債整理基金の資金繰り状況、これを見ながら毎年度予算編成の中で決めるべきものであるというふうに考えております。

なお、六十四年度以降の補助金カット、この問題をお尋ねがありました。

暫定措置の期間終了後における国庫補助負担率の取り扱いにつきましては、これまでの経緯や内容、諸情勢の変化、そして国と地方との役割分担、こうすることを勘案しながら対処していくべきものであるというふうに考えます。

それから、次が与野党合意の減税問題について

これは、今までこれらが行われておるところでござりますので、それらの話し合いの推移を注目深く見守させていただいておるということがあります。

それから、不公平税制の問題でございますが、税制改革についての中間答申においても述べられておりますように、所得課税において負担の公平を図りますとともに、税体系全体として実質的な負担の公平、こういうことも言われておるわけであります。資産の問題もあります。いずれにせよ、国民が公平感を持って納税し得る税体系を構築することが大事だ。国会等の議論を踏まえながら、もともと税制改革に対する議論というのではなく、もともと税制改革に対する議論といふのは不公平感というものから出たものでありますだけに、これに対して十分留意していくつもりであります。

それから、よく言う節度あるという言葉は防衛について具体的にはどういうことか、こういうお尋ねでございました。

これは、我が国は憲法のもと、専守防衛に徹することを基本理念を堅持して、大綱水準の達成を図ることを目標としております中期防衛計画、これに従つて各年度において今度は経済財政事情等、そうして諸施策とのぎりぎりの調和を図つていくということがこの節度ある防衛力の整備であるというふうに考えております。

会計検査院の指摘事項の問題でありますが、これは厳正かつ効率的な予算の執行に努めておりましても、不適正使用の事例が生じておるということは事実であります。これは遺憾であります。不当事項等につきましては、その周知徹底を図るなど再発防止に努めますとともに、予算の執行に当たる者のモラルの一層の確立にも努力しなければならないと考えております。これからも御趣旨のも参考としてまいりたい、このように考えております。

会計検査院の指摘事項の問題でありますが、これは厳正かつ効率的な予算の執行に努めておりましても、不適正使用の事例が生じておるということは事実であります。これは遺憾であります。不当事項等につきましては、その周知徹底を図るなど再発防止に努めますとともに、予算の執行に当たる者のモラルの一層の確立にも努力しなければならないと考えております。これからも御趣旨のも参考としてまいりたい、このように考えております。

それから、ODA問題につきましては、これまでの経緯や内容、諸情勢の変化、そして国と地方との役割分担、こうすることを勘案しながら対処していくべきものであるというふうに考えます。

それから、O D A問題につきまして援助基本法等の御提示があつております。私も承知しております。

この問題につきましては、国会による計画の承認という問題がござります。これは国会によつて採択されました予算の範囲内で、相手国のニーズに応じて相手国と協議しながら具体的なプロジェクトを決定するという現在の仕組みでございますので、あらかじめ計画の承認ということについては困難な点があつうというふうに考えております。

情報公開等につきましては、従来から案件ごとの発表、政府並びに援助実施機関の刊行物などにによって公表しております。また国会に対しましても、相手国の立場も配慮しながら隨時説明いたしましたり、資料の提出を行つてきておりますので、今後ともこのような措置を誠実に実行してまいりたいと考え方でございます。

それから、施設に関する報告を事後国会へ提出するということにつきましては、国民の一層の理解を得るとの観点から、その御趣旨を政府としても参考としてまいりたい、このように考えております。

それから、よく言う節度あるという言葉は防衛

について具体的にはどういうことか、こういうお尋ねでございました。

これは、我が国は憲法のもと、専守防衛に徹す

ることを基本理念を堅持して、大綱水準の達成を

図ることを目標としております中期防衛計画、こ

れに従つて各年度において今度は経済財政事情

等、そうして諸施策とのぎりぎりの調和を図つて

いくということがこの節度ある防衛力の整備であ

るというふうに考えております。

公務員の綱紀懲止問題についてでござります。

再度申し上げますように、まさに公務員は国民

全体の奉仕者として、職務の公正な執行について

国民の疑惑や不信を招くことのないよう常に留意し、綱紀の厳正な保持に努めるべきであることは

当然であります。したがつて、不祥事が発生して

いることはまことに遺憾であります。改めて姿勢を正して、御趣旨を体し、国民の信頼にこたえていきたい、このように考えます。

次に、日米首脳会談の問題でございます。

六月、ロンドンでレーガン大統領と会談する予定でございます。まだ予定でございますが、米ソ首脳会談直後にお会いする。時間的にもそうでござりますので、米ソ首脳会談の模様につき直接レーガン大統領から話を伺おうという考え方を立てるわけであります。したがって、日米首脳会談の問題につきましては、今直接そうち話を伺おうということを考えておるわけでござりますので、日米間の牛肉、かんきつ問題についてこの機会をとらえるとか、そういう考え方をあらかじめ持つておるわけではございません。この問題にしきましては、別途、今後ともぎりぎりの努力をしなければならないといふふうに考えておるところであります。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 大部分総理大臣が既にお答えになつておられますので、簡潔にお答えを申し上げます。

六十五年度に赤字公債を脱却できるかどうかといふことにつきまして、諸般の情勢がいろいろ好転をいたしておりますこともございまして、この達成が現実性を帯びてきたものと考えておりまして、今後、経常経費の抑制等々努力いたしまして、何とかして達成いたしたいと考えておるところでございます。

次に、六十二年度に自然増収があつた場合にこれを減税に向けるべきではないかというお尋ねに

定でございます。まだ予定でございますが、米ソ首脳会談直後にお会いする。時間的にもそうでござりますので、米ソ首脳会談の模様につき直接レーガン大統領から話を伺おうという考え方を立てるわけであります。したがって、日米首

脳会談の問題につきましては、今直接そうち話を伺おうということを考えておるわけでござりますので、日米間の牛肉、かんきつ問題についてこの機会をとらえるとか、そういう考え方をあらかじめ持つておるわけではございません。この問題にしきましては、別途、今後ともぎりぎりの努力をしなければならないといふふうに考えておるところであります。

ただいま一兆一千億円余りのものを実は発行を保留いたしておりますので、剩余がございましたらそれを減額あるいは取りやめさせていただきたい。これは財政法の本則から申しますと、赤字公債というものは本来出してはならぬものでございますし、金利負担もござりますから、そういうふうに考えさせていただきたいと思っております。

それから、いわゆる後年度負担、過去における繰り延べ等を今後どういうふうに処理するかといふことにつきましては、これはいろいろ約束に従いましておののの対応が違つておりますが、その約束したことは誠実に守らなければなりません。その中で急を要するものから処理いたしていきたいと存じます。

次に、国債整理基金へのいわゆる定率繰り入れをやめておるが、これはどうするかということでございますが、NTTの売り上げの活用等のことあります。しかし、このところ定率繰り入れをやらずに国債の償還をやらせていただいておりますが、今後、整理基金の資金繰り状況等を考えながら、各年度、年度の予算編成の際に判断をしてまいりたいと考えておるところでございます。

つきまして、六十二年度は既に年度としては終了しておりますが、殊に法人税の歳入の非常に大きな部分がこの五月三十一日に収納になりますので、それを待ちませんとはつきりしたことを申し上げられないという現状でございますが、增收がござりますと、まずそれは、御承知のように三税は地方に三二%の交付をいたさなければなりません。その残りがございましたときには特例公債、赤字公債の発行を取りやめるべきであるうと考えております。

ただいま一兆一千億円余りのものを実は発行を保留在しておきますので、剩余がございましたらそれを減額あるいは取りやめさせていただきたい。これは財政法の本則から申しますと、赤字公債というものは本来出してはならぬものでございますし、金利負担もござりますから、そういうふうに考えさせていただきたいと思っております。

昭和六十一年、藤尾文相が罷免され、続いて今回の奥野長官辞任であります。これら一連の事件は、自民党政治がいかに侵略戦争への歴史的反省に質問いたします。

昭和六十一年、藤尾文相が罷免され、続いて今回の奥野長官辞任であります。これら一連の事件は、自民党政治がいかに侵略戦争への歴史的反省に質問いたします。

それから、いわゆる後年度負担、過去における繰り延べ等を今後どういうふうに処理するかといふことにつきましては、これはいろいろ約束に従いましておののの対応が違つておりますが、その約束したことは誠実に守らなければなりません。その中で急を要するものから処理いたしていきたいと存じます。

次に、我が党幹部宅への盗聴事件であります。去る四月二十七日、東京第一検察審査会は現職警官の組織的犯行であると断じ、検察庁の不起訴処分は不当であると議決しました。これこそ暗黒政治を許さぬ国民世論のあらわれであります。それゆえ、この議決を厳しく受けとめて速やかに犯行警官を起訴することこそ、我が国の検察が国民の信頼にこたえる道であります。総理はこの議決をどう受けとめていますか、見解を伺います。

さて、中曾根内閣の戦後政治総決算路線を忠実に継承しているのが今日の竹下内閣であります。しかし、この道は、平和と革新を願う国民の深部の力によつて必ず破綻するでしょう。

広島・長崎の原爆の火が、国連第三回軍縮特別

総会に向けて日本の港を出港しました。広島・長崎アピールの全世界で十億人署名を目指す第二の平和の波行動も大きく動き出しています。人類の存亡にかかる緊急課題として核兵器の完全廃絶

それから、地方自治体に対する補助金カット、与野党合意による六十三年度減税の問題につきましては、総理大臣がお答えになられましたので省略させていただきます。(拍手)

さらに、総理は近々訪中しますが、八月十五日には靖国神社公式参拝をしないとはつきりすべきであります。そして、この際、昭和六十年に中曾根総理が靖国公式参拝に踏み切ったときに、参拝方式によつては憲法違反にはならないなどといった不當きわまる政府見解を全部撤回すべきではありませんか。それが過去の侵略戦争を厳しく反省し、恒久平和を貫いて国際社会に名譽ある地位を占めたい、こう誓つた我が憲法に忠実な道であります。

また、総理は近々訪中しますが、八月十五日には靖国神社公式参拝をしないとはつきりすべきであります。そして、この際、昭和六十年に中曾根総理が靖国公式参拝に踏み切ったときに、参拝

格を欠く人物を閣僚に任命したあなたにも責任があります。閣議では、中尾経企庁長官が奥野氏の発言は間違つていないと積極的に支持し、幾人かの閣僚もこれに同調したと伝えられています。こんなことでは、総理、あなたが任命した内閣は、我が国民と侵略の犠牲となつたアジア諸国民に対する一体平和を語る資格などあるのですか。

第二に、奥野前長官が日中戦争は事変だと強弁したことあります。これは、手続上宣戰布告がなされたことを口実にして侵略戦争を否定するものであります。しかし、我が国と軍部が中国全土に次々と武力侵攻を拡大した結果、総会に向けて日本の港を出港しました。広島・長崎アピールの全世界で十億人署名を目指す第二の平和の波行動も大きく動き出しています。人類の存亡にかかる緊急課題として核兵器の完全廃絶

を求めるこの世界人民の鬪いこそが、核固執勢力を孤立させ、地球上から核兵器を廃絶する真の原動力であります。

そこで、総理に伺いますが、今回の軍縮総会では核抑止力にしがみつく態度をきっぱり改め、核兵器廃絶の国際協定締結を差し迫った第一義的課題として世界に向かって提起することこそ、唯一の被爆国の首相たるあなたのるべき態度ではありませんか。また総理は、この総会で信頼できる検証制度を強調すると言われていますが、それならば総理、よく知られているように、ニュージーランド政府もデンマーク国会も非核の政策を断固として進めているとき、我が國こそが日本に寄港するすべての米軍艦船に対し核兵器の有無について厳格に調査し、国是である非核三原則を真に実効あるものにすべきではありませんか。

ところが、竹下内閣は、核安保体制のもとで日本軍事協力の強化を急いでいます。さきのハワイにおける日米安保事務レベル協議では、物品・役務相互融通協定が米側から正式に提案されたのに對し、これの検討を約束したといふのであります。このような協定で兵器の部品や弾薬を融通することになれば、明らかに武器輸出三原則に違反するものであります。同時に、それは有事支援研究とも相まって、日米防衛協力をNATO並みの集団的自衛体制に進める重大な憲法違反だと言わねばなりません。総理の明確な見解を求めます。

次に、今回の訪欧で総理が政府開発援助の拡大を明らかにした問題であります。

これは、既にパワイにおける日米協議の主要な内容として米側から強く要求されていたように、巨額の財政赤字に苦しむアメリカが、その戦略援

助の肩がわりを同盟諸国に要求しているのに対して、国際協力を名目に積極的にこたえようとするものであります。しかし、アメリカの軍事戦略を補完するための経済援助が、援助の軍事的使用を禁止した国会決議に違反することは明白であります。そもそも経済援助は、低開発国の自立を助け、この地上から飢餓と貧困をなくすためにこそ平和と人道に基づいて進めるべきであります。来るトロントでのサミットにおいて、アメリカの戦略援助の肩がわり拡大のため我が国がその旗振り役を演ずるなどということは、絶対になすべきではありません。総理の答弁を求めておきます。

日米農産物交渉もいよいよ重大であります。一国の基幹産業である農業を守り、食糧の自給率を高めることは、独立した主権国家の当然の権利であります。ところが、自民党政のもので、我が国は農林水産物輸入大国となってしまいました。にもかかわらず、今回また政府が農民の痛切な反対の声を踏みにじり、牛肉、オレンジの自由化そのものを認めたことは断じて許すことはできません。さらに、アメリカが米の輸入までねらっています。ところが、今こそ政府は、その身勝手な大國主義によるとき、今こそ政府は、その身勝手な大國主義に対する公約であり、主権者である国民の意思ではありませんが、しかし、大切にするべきは国民に対する公約であり、主権者である国民の意思ではありませんか。これこそ、あなた方もよく yourselves。

信を国民に問うべきであります。こう言うと、決まりました。汚職事件まで発覚しました。これらの事件について、公正であるべき政府みずからがその責務を顧みず、不適に世論誘導を拡大強化したことにも重大な責任があります。厳しく反省を

求めます。

このように、竹下内閣が大増税を隠し、大幅減税の大宣伝を先行させて世論誘導を進めていたに

もかかわらず、新大型間接税に対する国民の反対は大きく広がっています。にもかかわらず、総理があくまで大型間接税をやるというのなら、当然

たびたび申し上げたとおりであります。個々の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たがって、昭和四十七年の日中共同声明の中で

述べておることが、やはり私どもが絶えず基本と

全体として評価すべきものであるというふうに私

はいつでも申しておるところであります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たがって、昭和四十七年の日中共同声明の中で

述べておることが、やはり私どもが絶えず基本と

全体として評価すべきものであるというふうに私

はいつでも申しておるところであります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

す。奥野前長官は、行政官として長い経験を積ま

れ、政治家としても長い経験を積まれておる。し

たがって、私は信頼申し上げて国務大臣、国土府

長官をお願いしたわけであります。就任以来、地

域問題、いろいろ取り組んでいただきました。し

かし、このたび辞任の申し出がありましたので、

これを私は承認したということです。

それから、日中戦争に関する見解の問題でござ

ります。

たびたび申し上げたとおりであります。個々

の事件の歴史的評価、解釈はいろいろありま

(定款の変更等)

第三条 改正前の沖縄振興開発特別措置法（以下「旧法」という。）により設立された沖縄電力株式会社（以下「会社」という。）は、この法律の施行の日前に、この法律の施行の日から効力を生ずる定款の変更並びに監査役の選任及び解任について株主総会の決議を行うことができる。

2 前項の決議については、旧法第三十六条において準用する電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）、第三十二条第一項並びに旧法第三十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(旧法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 会社に係る電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、第三条第一項の許可について

は、なお従前の例による。
2 旧法附則第十九条第二十項の規定により会社が設けた特別勘定については、同条第二十一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）
第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の二中「沖縄電力株式会社」を「沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第 号）による改正前の

沖縄振興開発特別措置法により設立された沖縄電力株式会社（附則第十五条第二十三項において「沖縄電力株式会社」という。）に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のよう改正する。

第八十二条中「沖縄電力株式会社」を「沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第 号）による改正前の沖縄振興開発特別措置法により設立された沖縄電力株式会社」に改める。

〔川原新次郎君登壇、拍手〕

○川原新次郎君　ただいま議題となりました沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。本法律案は、沖縄における電気の供給を民間会社が行うことができる環境が整備された現状にか

んがみ、復帰時に特殊法人として設立された沖縄電力株式会社の民営化を図らうとするものであつて、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、現在、沖縄振興開発特別措置法の中に規定されております事業計画、定款変更等に関する通産大臣の認可等、沖縄電力株式会社に関する

政府の監督規定を削除すること、第二に、民営化後の沖縄電力株式会社の資金調達の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫の一般電気事業会社に対する貸付金について一般担保制度を設けることなどであります。

委員会におきましては、沖縄振興開発による電力需要の拡大、民営化後の電気料金水準、現行助成措置の継続、政府保有株式の売却方法と売却益の活用等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川正一委員より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会連合、二院クラブ・革新共闘、サラリーマン新党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民党・議院の会の各派共同提案に係る民営化後の適正な電気料金水準の確保等についての附帯決議を賛成多数をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（瀬谷英行君）　これより採決をいたします。

以上八件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長権山篤君。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（瀬谷英行君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長（瀬谷英行君）　日程第三 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十六日

決算委員長　穂山　義

參議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

（1）昭和六十一年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であつて、このうち、昭和六十

日程第六 昭和六十一年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

日程第七 昭和六十一年度特別会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

日程第八 昭和六十二年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

日程第九 昭和六十二年度特別会計予算総則第

十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管

日程第十 昭和六十一年度一般会計国庫債務

（いずれも衆議院送付）

経費増額調書（その1）

日程第一〇 昭和六十一年度一般会計国庫債務

負担行為総調書（その1）

以上八件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長権山篤君。

審査報告書

昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十六日

決算委員長　穂山　義

參議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

（1）昭和六十一年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であつて、このうち、昭和六十

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年五月十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

審査報告書

昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

右は全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十六日

決算委員長 梶山 篤

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和六十一年度一般会計において、財政法第一五条第二項の規定に基づく國の債務負担行為の限度額は千億円である。このうち、災害復旧事業実施のため、昭和六十一年十月九日に決定した國の債務負担行為の総額は四億六千九百万円余である。

本件について慎重に審査した結果、異議がなかつた。

昭和六十一年二月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

財政法第十五条第四項の規定により、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

〔梶山篤君登壇、拍手〕

○梶山篤君 たゞいま議題となりました昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)外六件、並びに昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)、以上八件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、予備費関係七件は、憲法及び財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります、その内容は、昭和六十一年四月から同六十二年十二月までの間において使用または増加の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、国民健康保険事業に対する国庫負担金、衆議院議員総選挙等経費、児童保護措置費等の不足を補うために必要な経費、並びに災害復旧、総理の外国訪問、主要国首脳会議の開催、老人医療費等補助等に必要な経費などであります。

次に、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)は、昭和六十一年度に発生した灾害の復旧事業の実施が同六十二年度に及ぶものについて、同六十一年度においてその事業費につき債務負担行為を行ったことについて、財政法の規定に基づき国会に報告されたものであります。

委員会におきましては、これら八件を一括して熱心に審査をいたしましたが、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、昭和六

つきました、多數をもつて承諾を与えるべきものと議決され、また国庫債務負担行為一件につきましては、全会一致をもつて異議がないと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

まず、日程第三、第五、第六、第八及び第九の予備費使用総調書等五件について採決をいたしました。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしま

す。

十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)、同(その2)、以上二件については賛成、他の予備費関係五件には反対するとの意見が述べられました。

と議決され、また国庫債務負担行為一件につきましては、全会一致をもつて異議がないと議決され、また国庫債務負担行為一件につきましては、全会一致をもつて異議がないと議決されました。

以上、御報告を求めるため提出されたものと議決され、また国庫債務負担行為一件につきましては、全会一致をもつて異議がないと議決されました。

以上、御報告を求めるため提出されたものと議決され、また国庫債務負担行為一件につきましては、全会一致をもつて異議がないと議決されました。

○副議長(瀬谷英行君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第一一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大藏委員長村上正邦君。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

まず、日程第三、第五、第六、第八及び第九の予備費使用総調書等五件について採決をいたしました。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしま

す。

一般会計歳出予算に現金出資分十六億八千百万円を計上、残りは出資国債である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十六日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

十一号の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の二項を加える。

前各項の規定により出資することができる金額のはか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる十一億七千九百六十万ドルの範囲内において、出資することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔村上正邦君登壇、拍手〕

○村上正邦君 ただいま議題となりました国際通

貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際復興開発銀行の出資比率の調整を目的とした特別増資により同銀行に対する我が国の出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応じるための措置を講じようとするものであり、政府は、同銀行に対し十一億七千九百六十万協定ドルの範囲内において追加出資を行うことができるものであります。

委員会におきましては、今回の世銀への特別増資の意義、世銀の融資姿勢のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長名尾良孝君。

追加出資を行うことができるものであります。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十七日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため

平和祈念事業特別基金を設立し、関係者の労苦

について国民の理解を深めること等により関係者に對し慰藉の念を示す事業を行わせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認め

ます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

よつて、本案は可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

本法律施行に伴い、昭和六十三年度において

○副議長(瀬谷英行君) 日程第一二 平和祈念事業特別基金等に関する法律案

業特別基金等に関する法律案

日程第一三 昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長名尾良孝君。

追加出資を行うことができるものであります。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十七日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、法第二十七条第三項の業務の認可について

は、速やかにこれを行うこと。

一、運営委員会の委員の任命に当たつては、公正に行われるよう配慮すること。

一、運営委員会から政府に対し提言があつた場合には、これを尊重すること。

一、法第二十七条第三項の業務の認可について

は、速やかにこれを行うこと。

一、慰労金の支給を受ける権利の認定については、受給者の高齢化等の実情にかんがみ、速やかにこれを行うこと。

一、戦後強制抑留者に対する措置について、引き続き検討を行うこと。

一、恩給欠格者に対する慰労の個別的措置については、引き続き検討を加えた上、速やかに実施するよう努めること。

右決議する。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年五月十日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

本法律施行に伴い、昭和六十三年度において

要する経費は、約七十九億四千百万円と見込まれている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

一、運営委員会の委員の任命に当たつては、公正に行われるよう配慮すること。

一、運営委員会から政府に対し提言があつた場合には、これを尊重すること。

一、法第二十七条第三項の業務の認可について

は、速やかにこれを行うこと。

一、慰労金の支給を受ける権利の認定については、受給者の高齢化等の実情にかんがみ、速やかにこれを行うこと。

一、戦後強制抑留者に対する措置について、引き

続き検討を行うこと。

一、恩給欠格者に対する慰労の個別的措置については、引き続き検討を加えた上、速やかに実施するよう努めること。

右決議する。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年五月十日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

本法律施行に伴い、昭和六十三年度において

平和祈念事業特別基金等に関する法律案外一件
平和祈念事業特別基金等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 平和祈念事業特別基金
 - 第一節 総則(第三条・第九条)
 - 第二節 設立(第十一条・第十四条)
 - 第三節 管理(第十五条・第二十六条)
 - 第四節 業務(第二十七条・第二十八条)
 - 第五節 財務及び会計(第二十九条・第三十
 - 八条)
- 第六節 監督(第三十九条・第四十条)
- 第七節 雜則(第四十一条・第四十二条)
- 第三章 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等
- 第一節 慰労品の贈呈(第四十三条)
- 第二節 慰労金の支給(第四十四条・第五十
- 五条)
- 第三節 雜則(第五十六条)
- 第四章 罰則(第五十七条・第五十九条)
- 附則
- 第一章 総則
- (趣旨)
- 第一条 この法律は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等(以下「関係者」という。)の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金の制度を確立し、及び戦後強制抑留者に対する慰労品のものとする。

贈呈等を行うことに関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

- 第二条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう。

第二章 平和祈念事業特別基金

第一節 総則

- (目的)
第三条 平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。

第二節 設立

- (発起人)
第十条 基金を設立するには、学識経験を有する者五人以上が発起人となることを必要とする。(設立の認可等)

- 第十二条 発起人は、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

- 3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、それぞれ第十八条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

- 第十三条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

- 2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に對し、第六条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

- (設立の登記)
第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

- 2 基金は、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。
3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加する

第七条 基金は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いなければならない。

- 2 基金でない者は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いてはならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

- 3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、それぞれ第十八条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

- 3 今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するにふさわしい事業を適切に行なうことが確實であると認められること。

第三節 管理

(定款記載事項)

第十五条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 運営委員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

二 基金の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受ければならぬ。

（役員）

第十六条 基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理

事一人を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第十七条 理事長は、基金を代表し、その業務を

総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十八条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十九条 役員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十一条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の性質）

第二十二条 基金の役員及び職員は、理事長が任命する。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（職員の任命）

第二十三条 基金の職員は、理事長が任命する。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任

命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（職員の公務員たる性質）

第二十四条 基金に、その運営に関する重要な事項

を審議する機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員十人以内で組織する。

（運営委員会）

第二十五条 基金に、その運営に関する重要な事項

を審議する機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員十人以内で組織する。

（運営委員会）

理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十六条 基金は、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（この場合には、監事が基金を代表する。）

第二十七条 基金は、第二条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。

（業務）

第二十八条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（予算等の認可）

第二十九条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業年度）

第三十条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（事業年度）

第三十一条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（事業年度）

第三十二条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項及び第三項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年

の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第三条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 基金は、前項に掲げる業務のほか、第四十三条第一項に規定する慰労の事務及び第五十五条第一項に規定する審査等の事務を行う。

3 基金は、第一項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

（業務方法書）

第二十八条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

（業務方法書）

第二十九条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業年度）

第三十条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（事業年度）

第三十一条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項及び第三項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年

より生じたもの又は抑留期間が当該年金たる恩給の基礎在職年に算入されているもの。

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金又は遺族給与金

で、当該給付の支給事由が抑留期間内に発した負傷又は疾病により生じたもの。

三 退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づく退職年金又は遺族年金（昭和六十三年七月三十日において退職したとしたならば抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づき支給されることとなる退職年金を含む。）

2 慰労金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

3 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和六十八年三月三十日（死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和六十四年四月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日から起算して四年を経過する日）までに行わなければならない。

4 前項の期間内に慰労金の支給を請求しなかつた者には、慰労金は、支給しない。

（慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲）

第四十五条 慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和六十三年七月三十日以前に、死亡者の二親等

内の血族（以下この項において「近親者」といいう。）以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年八月一日において当該養子である者を除き、子、孫又は兄弟姉妹については、死亡者の死亡の日以後同年七

月三十日以前に離縁によつて死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日において当該養子である者を除く。同年八月一日において当該養子である者を除き、子、孫又は兄弟姉妹について、死亡者の死亡の日以後同年七月三十日以前に離縁によつて死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日において当該養子である者を除く。

2 死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡者の死亡の当時ににおける子とみなす。

3 前項の子で、昭和六十三年八月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したものは、同月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。

（慰労金の支給を受けるべき遺族の順位等）

第四十六条 慰労金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の日においてその死亡者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 この法律に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（慰労金に係る権利の承継）

2 前項の規定により慰労金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十三年八月一日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同年二月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日以後引き続き一年以上生死不明である場合にお

いて、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を慰労金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 慰労金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした慰労金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してもした慰労金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してもしたものとみなす。

（慰労金の額及び記名国債の交付）

第四十七条 慰労金の額は、十万円（遺族に支給する慰労金にあつては、死亡者一人につき十万元）とし、二年内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必

要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子と

する。

4 第二項の規定により発行する国債について

は、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 この法律に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（慰労金に係る権利の承継）

2 前項の規定により慰労金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十三年八月一日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同年二月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日以後引き続き一年以上生死不明である場合にお

は、その者の相続人は、自己の名で、当該慰労金の支給を請求することができる。

2 第四十六条第三項の規定は、次の場合について準用する。

一 前項の規定による請求に基づいて慰労金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合

二 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が二人以上ある場合において、当該国債の記名者が死亡前に支払うべきであった当該国債の償還金の請求若しくはその支払をし、又は当該国債の記名変更の請求若しくはその記名変更をするとき。

（異議申立期間）

第四十九条 慰労金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

（譲渡又は担保の禁止）

第五十条 慰労金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第五十一条 慰労金の支給を受ける権利及び第四十七条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（そのによる処分を含む。）による場合は、この限りでない。

(非課税)

第五十二条 慰労金には、所得税を課さない。

2 慰労金に関する書類及び第四十七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする

金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第五十三条 第四十七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。(慰労金の返還)

第五十四条 不実の申請その他不正の手段により第四十七条第一項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者は、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。(審査等の事務の取扱い)

第五十五条 内閣総理大臣は、前章の規定により基金が設立されたときは、基金に、第四十四条

第一項の認定に関する事務のうち、慰労金の支給の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務(次項において「審査等の事務」という。)を行わせるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所

業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十九条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十九条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第二項、第三章及び次条の規定は、昭和六十三年八月一日から施行する。

第二条 第四十七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とする。

第三条 政府は、第二十七条第一項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るため、昭和六十三年度から五年度を目途とせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四条 この法律の施行の際現に平和祈念事業特別基金という名称を使用している者について

第五条 基金の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第六条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表負債整理組合の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金等にかかる法律(昭和六十号)の一部を次のように改正する。

平和祈念事業特別基金等にかかる法律(昭和六十号)の一部を次のように改正する。

平和祈念事業特別基金等にかかる法律(昭和六十号)の一部を次のように改正する。

平和祈念事業特別基金等にかかる法律(昭和六十号)の一部を次のように改正する。

平和祈念事業特別基金等にかかる法律(昭和六十号)の一部を次のように改正する。

別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金等にかかる法律(昭和六十号)の一部を次のように改正する。

「又は規準若しくは規約」に、「規約又は」を「規準若しくは規約又は」に改める。

第十一条第七項中「第三項後段」を「第四項後段」に、「第四項後段」を「第五項後段」に、「失効」を

「一部の失効」に改め、同項を同条第八項とし、同

条第六項中「第三項後段」を「第四項後段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「施行地区

内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者に変動を生じた場合」を「個人施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承

継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者に変動を生じた場合（第四項前段に規定する場合を除く。）に、「氏名」を「氏名又は名称」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り」を「当該施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより」、「規約は、その効力を失う」を「規約のうち、規準に記載すべき事項に相当する事項は、その土地区画整理事業に係る規準としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り」を「前三項の規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「消滅した場合」の下に「（当該借地権について的一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。）」を加え、同項を

同条第三項とし、同条第一項中「施行者以外の者」の下に「（前項に規定する一般承継人を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施

行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。

第十二条第二項中「施行地区内」を「第一項に規定する場合を除き、施行地区内」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「施行地区内」を「前項に規定する場合を除き、施行地区内」に改め、「（その施行者がその土地区画整理事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。以下次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

個人施行者について一般承継があつた場合においては、その施行者が土地区画整理事業に関する権利義務（その施行者がその土地区画整理事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継人に移転する。

第十三条第三項中「又は規約」を「又は規準若しくは規約」に改める。

第十五条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 参加組合員に関する事項

第二十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同

項第四号中「（施行のため）」を「（施行するため）」に、「がない」を「及びこれを的確に施行するため」に必要なその他の能力が十分でない」に改める。

第二十五条の次に次の二項を加える。

（参加組合員）

第二十五条の二 前条第一項に規定する者は、か、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他政令で定める者であつて、組合が都市計画事業として施行する土地区画整理事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

第二十七条第三項中「組合員のうちから」を「組合員（法人にあつては、その役員）のうちから」と、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「組合員のうちから」を削り、又は監事が組合員でなくなりた場合において「若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法

人組合員でなくなつたとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたとき」に改める。

第三十三条第二項中「組合員」の下に「（法人における役員）」を加える。

第三十五条第二項中「工区内の宅地について所

有権又は借地権を有するすべての」を「工区内に關係のある」に改める。

第三十七条第一項中「組合員のうちから」を「組合員（法人にあつては、その役員）のうちから」に改め、同条第二項を次のように改める。

3 第一項の場合において、同項に規定する地積が小である宅地の所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の申出があつたときは、当該申出に係る宅地について、換地計画において換地を定めないで、施行地区内の土地の共有持分を

て、その法人が組合員でなくなつたとき、若しくはその組合員がその法人の役員でなくなつたときは、その組合員は、その地位を失う。

第四十条第一項中「賦課金として」の下に「参加組合員以外の」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

第四十条の次に次の二項を加える。

（参加組合員の負担金及び分担金）

第四十条の二 參加組合員は、政令で定めるところにより、換地計画において定めるところにより取得することとなる宅地の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

（参加組合員の負担金及び分担金）

四十四条の二 參加組合員は、政令で定めるところにより、換地計画において定めるところにより取得することとなる宅地の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

四十四条の二第一項中「賦課金」の下に「負担金、分担金」を加える。

四十四条の二第一項中「賦課金」の下に「負担金、分担金」を加え、「因り」を「より」に改める。

第八十四条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「（施行者は）の下に「規準」を加える。

第九十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、同項に規定する地積が小である宅地の所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の申出があつたときは、当該申出に係る宅地について、換地計画において換地を定めないで、施行地区内の土地の共有持分を

与えるように定めることができる。ただし、当該申出に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利(地役権を除く。)が存する場合においては、この限りでない。

第九十四条中「本条」を「この条」に、「又は換地について定める」を「若しくは換地について定めること」、「部分の位置」を「部分又は第九十一条第三項の規定により共有となるべきものとして定める土地の位置」に改める。

第九十五条の次に次の一条を加える。

第九十五条の二 第三条第二項の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、組合の定款で施行地区内の土地が参加組合員に与えられるよう定められているときは、一定の土地を換地として定めないで、その土地を当該参加組合員に対して与えるべき宅地として定めなければならない。

第九十六条第一項中「又は」の下に「規準、」を加える。

第九十七条第一項中「但し」を「ただし、規準に、定が」を「定めが」に改める。

第一百四条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項として同項の次に次の一項を加える。

10 第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべきものとして定められた宅地は、前条第四項の公告があつた日翌日において、当該宅地の所有者となるべきものとして換地計画において定められた参加組合員が取得する。

第百四条第七項を同条第八項とし、同条第六項後段を次のように改める。

前項後段の規定は、この場合について準用する。

6 第九十三条第三項の規定により換地計画において土地の共有持分を与えるよう定められた宅地を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。この場合において、從前の宅地について存した先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利は、同項の公告があつた日の翌日以後においては、その土地の共有持分の上に存するものとする。

第一百六条第一項中「但し」を「ただし」に改め、「又は」の下に「規準、」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

第一百六条第一項中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第七号中「申立」を「申立て」に、「隠べいした」を「隠べいした」に改める。

第一百四十五条及び第一百四十六条中「左の」を「次に」、「一万円」を「五万円」に改める。

第一百四十七条中「一円」を「五万円」に改める。

第一百四十八条中「五千円」を「五万円」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（住宅金融公庫法の一部改正）

「本章」を「この章」と、「規約」を「規準、規約」と、「取消」を「取消し」に改める。

第一百二十九条中「基く命令」を「基づく命令、規準」に改める。

第一百三十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第五項中「基く命令」を「基づく命令、規準」に改める。

第百四十八条第一項中「五百円」を「一百円」に改め、同条第六項中「五百円」を「一百円」に改め、同条第七項に「五百円」を「一百円」に改める。

（地方税法の一部改正）

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

「申込」を「申込み」と、「二十五万円」を「百万円」に改める。

第百四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

前項後段の規定は、この場合について準用する。

「申込」を「申込み」と、「二十万円」に改める。

第百三十九条中「立入」を「立入り」と、「三万円」を「二十万円」に改める。

第一部を次のように改正する。

第七十三条の二第十二項中「保留地予定地」を「保留地予定地等」に、「保留地予定地である土地について」を「保留地予定地等である土地について」に、「又は」を「若しくは」に、「取得する当該保留地予定地」を「取得する当該保留地予定地等に改め、「締結されたとき」の下に「又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたとき」を加え、「当該契約」を「それらの契約」に、「当該保留地予定地である土地の取得」を「それらの保留地予定地等である土地の取得」に、「みなし、当該保留地予定地」を「みなし、それらの保留地予定地等」に改める。

第七十三条の六第三項中「又は第八項」を「又は第九項」に、「若しくは同法第一百四条第六項（住宅・都市整備公団法第四十七条（地域振興整備公団法第二十一条の二）において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）」を「同法第一百四十六条（住宅・都市整備公団法第四十七条（地域振興整備公団法第二十一条の二）において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）」に改める。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（住宅金融公庫法の一部改正）

「本章」を「この章」と、「規約」を「規準、規約」と、「取消」を「取消し」に改める。

第一百二十九条中「基く命令」を「基づく命令、規準」に改める。

第一百三十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第五項中「基く命令」を「基づく命令、規準」に改め、同条第六項中「五百円」を「一百円」に改め、同条第七項に「五百円」を「一百円」に改める。

（地方税法の一部改正）

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

第七十三条の十四第十項第一号中「第九十一
条第三項」を「第九十二条第四項」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

六号)の一部を次のように改正する。
新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十
六号)の一部を改める。

第四十一条中「第七項及び第八項」を「第八項
及び第九項」に改める。

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に
関する特別措置法の一部改正)

6 大都市地域における住宅地等の供給の促進に
関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「規約」を「規準、規約」に改
める。

第十六条第三項中「又は換地」を「若しくは換
地」に改め、「なるべき宅地若しくはその部分」
の下に「又は第九十一条第三項の規定により共
有となるべきものとして定める土地」を加え、
「(昭和五十年法律第六十七号)」を削る。

第十八条第二項及び第三項中「規約」を「規準、
規約」に改める。

第二十条第四項中「第一百四条第八項」を「第百
四条第九項」に改める。

第二十一条第二項中「第一百四条第九項」を「第
百四条第十一項」に改める。

第八十二条第二項中「第九十二条第三項」を
「第九十二条第四項」に改める。

第一百七条第二項中「第一百四条第六項」を「第百
四条第七項」に改める。

（農住組合法の一部改正）

7 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の
一部を次のように改正する。

第五十七条中「第一百四条第九項」を「第一百四
条第一項」に改める。

〔村沢牧君登壇、拍手〕

〔村沢牧君登壇、拍手〕

○村沢牧君登壇、拍手

野雄文君、

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長上
し上げます。

本法律案は、土地地区画整理事業を推進して健全
な住宅市街地の造成を図るために、個人施行者制度
を拡充するとともに、土地地区画整理組合が施行す
る土地地区画整理事業に参加組合員制度を創設する
ほか、小規模宅地に対する宅地地積の適正化の措
置を拡充しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御
承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べ
られ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案
どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目の附帯決議を付
すこととに決定いたしました。

昭和六十三年五月十七日

参議院議長 藤田 正明殿

通信委員長 上野 雄文

郵便年金法の一部を改正する法律案

昭和六十三年四月二十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

第五条第一項中「一定の年齢に達した後におけ
る」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に
「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日」に改
め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次
の一項を加える。

2 前項の年金は、年金契約の効力が発生した日
又は年金受取人がその年金契約に定める年金支
払開始年齢に達した日以後における生存につい
て支払うものとする。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第
三項」に改め、同項第六号中「払込期間、払込額予
定期間その他の掛金の払込み及びその」を「払込み及び
その払込猶予期間並びに掛金の」に改め、同項第
八号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項
中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号と
し、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金契約の復活に関する事項

第十八条第二項第一号を次のように改める。

二 年金受取人が年金支払開始年齢に達した日
以後における生存について年金の支払をする
年金契約(以下「据置年金契約」という。)にあ
つては、年金支払開始年齢

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における年金需要の動向に
かんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図
ろうとするものであり、その主な内容は、郵便
年金契約の加入申込み時に掛金を一時に払い込
むことができるようになるとともに、掛け金を一
時に払い込み郵便年金契約に入れた場合、その
効力が発生した日から年金の支払をすること
ができるようにするものであつて、妥当な措置
と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

郵便年金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

つては、年金支払開始年齢

第十八条第一項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「前日まで」の下に「(年金契約の効力が発生した日以後における生存について年金の支払をする年金契約(以下「即時年金契約」という。)にあつては、その申込みの時)」を加える。

第二十八条第一項中「前日まで」の下に「(即時年金契約にあつては、その申込みの時)」を加える。

第二十九条の次に次の四条を加える。

(復活の申込み)

第二十九条の一 第十九条の場合には、据置年金契約の年金契約者は、その復活の申込みをすることが経過する前に限り、その復活の申込みをすることができる。ただし、年金支払事由発生日以後においては、この限りでない。

(復活の効力発生)

第二十九条の三 据置年金契約の復活は、その申込みを承諾したときは、その申込みの日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、年金証書に年金契約復活の旨を記載する。

(復活の効果)

第二十九条の四 据置年金契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかつたものとみなす。

(適用規定)

第二十九条の五 据置年金契約の復活の場合には、第二十二条の規定を準用する。

第三十条中「年金契約者」を「据置年金契約の年金契約者」に改める。

第三十五条第一項中「前日まで」の下に「据置

年金契約の」を加え、「年金契約において」を「据置年金契約において」に改める。

え、いわゆる即時年金の制度を設けるものであります。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上五案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長関口恵造君。

審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十七日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民健康保険事業の安定化を図るために、療養の給付等に要する費用が著しく多額となると見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとするとともに、昭和六十三年度及び六十四年度における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○上野雄文君 大だいま議題となりました郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第一六 国民健康保険法の一部を改正する法律案

○副議長(瀬谷英行君) 総員起立と認めます。

○副議長(瀬谷英行君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

3 この法律による改正前の昭和五十六年改正法附則第十一条に規定する終身年金に係る郵便年金契約であつて、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

正する。
附則第十一条を削る。

4 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

○副議長(瀬谷英行君) 〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 総員起立と認めます。

○副議長(瀬谷英行君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

5 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしました。

○副議長(瀬谷英行君) 〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 総員起立と認めます。

○副議長(瀬谷英行君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

6 本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図るうとするものでありまして、その主な内容は、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金を一時払い込むことができるようになるとともに、掛け金を一時払い込み郵便年金契約に加入した場合に、その効力が発生した日から年金の支払いをすることができることとし、現在の掛け金分割払い型年金に加

7 日程第一八 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案

8 日程第一九 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

9 日程第二〇 厚生年金保険法の一部を改正する法律案

10 日程第二一 厚生年金保険法の一部を改正する法律案

まれるが、別途、地方財政対策としての地方交付税の特例加算措置(自治省管所管)により、昭和六十三年度一般会計予算全体では、百億円の支出増が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、高齢化社会の展望に立つた社会保障の将来構想を明らかにするよう努めること。

二、昭和六十四年度においても、昭和六十三年度と同様に、地方公共団体の負担について、所要の財源措置を講ずること。

三、改正後の国民健康保険事業の運営状況を踏まえ、地方財政に支障が生じないよう、国民健康保険の安定的運営のために必要な助成に努めること。また、国民健康保険組合について、今後とも健全な運営が図られるよう十分配慮すること。

四、国民健康保険制度の長期的安定を図るために必要な措置について、国と地方の役割分担と权限、低所得者への対応等を含め、幅広く検討を行い、その結果に基づいて、昭和六十五年度から抜本改革を行うこと。

五、医療保険制度の給付と負担の公平化を図るために、各制度において運営の安定化を確保する等、その条件整備に努めること。また、レセプト審査の充実、薬価基準の適正化、医療費通知の充実等、医療費適正化対策をより一層積極的に推進すること。

六、高医療費市町村の安定化計画については、国民健康保険運営協議会の活用を図ること等によ

り、被保険者の理解と協力が得られるよう努めること。

七、診療報酬について、技術重視の診療報酬体系を確立し、その合理化を図ること。

八、医療供給体制の適正な整備を図るために、各都道府県における地域医療計画の早期策定及びその適切な実施につき、必要な指導を行うこと。

右決議する。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十五日

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 費用等」を「第四章の一 指定市町村の安定化計画(第六十八条の二)」に改める。

第九条第三項中「第七十二条の二」を「第七十二条の三」に改める。

第四十二条第一項第一号中「被保険者」という。」を加える。

第五十条第一項中「第十一項」の下に「並びに第十五条の二第三項」を加える。

第五十四条の二第三項を同条第六項とし、同条

第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第

四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項に規定する場合において、被保険者が

被保険者資格証明書を提出しないで療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受け、被保険者資格証明書を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、保険者は、療養費を支給するものとする。

5 第一項に規定する場合において、被保険者が被保険者資格証明書を提出しないで療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受け、被保険者資格証明書を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、保険者は、療養費を支給するものとする。

第六十八条の二 厚生大臣は、毎年度につき、政令の定めるところにより、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費の納付に要する費用(以下この条において「療養費」と称す)を勘定してお著しく多額となると見込まれる市町村であつて、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められるものを指定市町村として指定する。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、都道府県の意見を聴かなければならない。

3 指定市町村は、厚生大臣の定める指針に従い、国民健康保険事業の運営の安定化に関する費用に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給並びに当該療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について適用する。この場合において、第五十三条第二項中「特別療養費の額」とあるのは、「特別療養費の額」と、「健康保険法第四十四条第二項」とあるのは、「被保険者証が交付される場合は健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けられること」ができる場合に限る。

4 指定市町村は、前項に規定する措置を講ずるに当たつては、他の市町村、組合、第六条第一号から第三号までに掲げる法律の規定による保険者又は共済組合その他の関係者との連携を図ることにより、その効果的な実施に努めるものとする。

5 都道府県は、指定市町村に対して安定化計画の作成に関し必要な助言及び指導を行ふとともに、安定化計画の達成に必要な措置を定め、当

第四章の一 指定市町村の安定化計画

該措置に基づいて必要な施策を実施しなければならない。

6 国は、指定市町村に対する安定期画の作成に關し、都道府県に対しては前項に規定する措置に必要な助言及び指導を行うとともに、安定期画の達成に必要な措置を講じなければならない。

第七十条第一項中「老人保健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」といふ。)」を「老人保健医療費拠出金」に改め、同項各号中「第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者」を「一般被保険者」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて、当該指定に係る年度(以下「指定年度」という。)の第一号に掲げる額が指定年度の第二号に掲げる額に政令で定める率を乗じて得た額を超えるものに対して指定年度の翌々年度において国が負担する額は、前一項の規定により算定した額からその超える額(その額が国民健康保険事業の運営に与える影響の程度その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を超えるときは、当該算定した額。以下「基準超過費用額」という。)の百分の四十に相当する額を控除した額とする。

第一次に掲げる額の合算額(災害その他の政令で定める特別の事情により当該合算額が多額となつたときは、当該合算額から当該事情により多額となつた部分の額として政令の定めるところにより算定した額を控除した額)

イ 一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に

相当する額を控除した額並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要した費用の額の合算額

ロ 老人保健法の規定による確定医療費拠出金の額

二 次に掲げる額の合算額

イ 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する一般被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

ロ 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

第七十二条第二項中「見込額」の下に「から前々二条の二を第七十二条の三とし、第七十二条の三を第七十二条の四とし、第七十二条の次に次の二条を加える。

11 市町村は、その行う国民健康保険の財政の基盤の安定に資するため、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき一般被保険者に係る当該年度分の保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他的事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならぬ。

12 国は、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

13 都道府県は、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、第十一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

14 昭和六十三年度における第七十条の規定による國の負担については、同条第一項第一号中「合算額」とあるのは「合算額から昭和六十三年度における附則第十一項の規定による繰入金に相当する額を控除した額」と、同項第二号中「老

費額」とは、同法第四十七条の規定により支弁が行われたすべての市町村の被保険者(同法の規定による医療を受けることができる者に限る。)に対する同条に規定する医療等に要する費用の額の合算額を当該被保険者の数で除して得た額をいう。

第百十八条の次に次の二条を加える。
(指定市町村に廃置分合があつた場合の特例)

第百十八条の二 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村についての第七十条及び第七十二条の二第一項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

附則に次の九項を加える。

15 第七十二条第二項中「見込額」の下に「から前々二条の二を第七十二条の三とし、第七十二条の三を第七十二条の四とし、第七十二条の次に次の二条を加える。

16 市町村は、その行う国民健康保険の財政の基盤の安定に資するため、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき一般被保険者に係る当該年度分の保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他的事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならぬ。

17 国は、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

18 都道府県は、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、第十一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

19 昭和六十三年度における第七十条の規定による國の負担については、同条第一項第一号中「合算額」とあるのは「合算額から昭和六十三年度における附則第十一項の規定による繰入金に相当する額を控除した額」と、同項第二号中「老

4 前項の政令で定める率は、すべての市町村に係る同項第二号に掲げる額に対する同項第一号に掲げる額の比率の状況等からみて、その比率が著しく大きい指定市町村について同項の規定が適用されるよう定めるものとする。

5 第三項第二号イの「平均一人当たり給付額」とは、すべての市町村の一般被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)に係る同項第一号イに掲げる額の合算額を当該一般被保険者の数で除して得た額をいい、同項第二号ロの「平均一人当たり老人医療

6 第八十五条中「市町村は」の下に「、第七十二条の二第二項」を加える。

第七十四条中「第七十二条の三第一項」を第八十一条の十第一項第二号中「第七十二条の二第一項」を第七十二条の三第一項に規定するものほかを加える。

第七十五条中「市町村は」の下に「、第七十二条の二第二項に規定するものほか」を加える。

第七十二条の十一中「第七十二条の三第一項」を第八十二条の四第一項に改める。

第百四十四条第二項中「特定療養費」の下に「若しくは特別療養費」を加える。

人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額に、「とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百六号）附則第六条の規定による昭和六十三年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十三年度概算医療費拠出金の額」という。）と昭和六十三年度概算医療費拠出金の額に七分の十を乗じて得た額に」と、「前号に掲げる額」とあるのは「前号に規定する合算額」と、「率を乗じて得た額」とあるのは「率（以下「給付率」という。）を乗じて得た額から昭和六十三年度概算医療費拠出金の額を控除した額に十分の四を乗じて得た額との合算額（同法附則第四条の規定による概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年度概算医療費拠出金の額」という。）が同法附則第五条の規定による確定医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、その超える額とその超える額に係る老人保健法第五十四条第二項の規定による調整金額（以下「調整金額」という。）との合計額に七分の十を乗じて得た額に給付率を乗じて得た額を当該合算額から控除するものとし、昭和六十一年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額に七分の十を乗じて得た額に給付率を乗じて得た額を当該合算額に加算するものとする。」]とする。

前項の規定は、昭和六十四年度における第七十条の規定による国への負担について準用する。この場合において、同項中「昭和六十三年度における」とあるのは「昭和六十四年度における」

と、「昭和六十三年度の」とあるのは「昭和六十四年度の」と、「昭和六十三年度概算医療費拠出金の額」とあるのは「昭和六十四年度概算医療費拠出金の額」と、「同法附則第四条の規定による」とあるのは「同法附則第六条、第九条第一項及び第十条の規定により算定される昭和六十二年度の額」と、「同法附則第五条の規定による」とあるのは「同法附則第七条、第九条第二項において準用する同条第一項及び第十条の規定により算定される同年度の」と、「昭和六十二年度確定医療費拠出金の額」と、「同法附則第七条、第九条第二項において準用する同条第一項及び第十条の規定により算定される同年度の」と、「昭和六十二年度確定医療費拠出金の額」とあるのは「昭和六十二年度確定医療費拠出金の額」と読み替えるものとする。

昭和六十三年度における第七十二条の規定による調整交付金については、同条第二項中「第七十条第一項各号」とあるのは、「附則第十四項」の規定により読み替えられた第七十条第一項各号」とする。

前項の規定は、昭和六十四年度における第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第十四項」とあるのは、「附則第十五項において準用する附則第十四項」と読み替えるものとする。

昭和六十五年度及び昭和六十六年度における第七十条の規定による国負担及び第七十二条の規定による調整交付金に関する、第十四条から前項までの措置に伴い必要な第七十条及び第七十二条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、その会員である市町村に対しても額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業を行う連合会に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の国民健康保険法(以下「新法」という。)第五十四条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる療養及び当該療養に係る療養費の支給について適用し、施行日前に行われた療養及び当該療養に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 昭和六十三年度につき新法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対しても昭和六十五年度において同項の規定により負担する額については、同項中「百分の四十に相当する額を控除した額」とあるのは、「百分の二十に相当する額を控除した額」とする。

2 昭和六十五年度における新法第七十二条の規定による調整交付金の総額については、同条第二項中「前々年度の基準超過費用額の合算額」とあるのは、「昭和六十三年度の基準超過費用額の合算額の二分の一に相当する額」とする。

第一項に規定する市町村の昭和六十五年度に

における新法第七十二条の二第一項の規定による繰入れについては、同項中「一分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

第四条 昭和六十三年度及び昭和六十四年度につき新法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号に規定する額に、「とあるのは「合算額に百分の十を乗じて得た額と、当該合算額の百分の九十に相当する額に」と、「の十分の七」とあるのは「との合計額の十分の七」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のよきに改正する。

附則第十七条第一項第一号中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改め、同項第二号中「第七十条に規定する額」を「第七十条第一項及び第二項の規定により算定した額」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二項第一号中「特定療養費又は特別療養費」を「特定療養費、家族療養費又は家族療養費」、「国民健康保険法第五十四条の二第二項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。」に、「又は家族療養費の額」を「家族療養費の額又は特別療養費の額」に改め、「相当する部分」の下に「(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき

藏省令で定めるところにより証明がされたものに限る。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の同法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「特定療養費又は家庭療養費」を「特定療養費、家庭療養費又は特別療養費(国民健康保険法第五十四条の二第二項に規定する特別療養費をいう。以下本項において同じ。)」に、「又は家庭療養費の額」を「家族療養費の額又は特別療養費をいう。以下本項において同じ。」に改め、「相当する部分」の下に「(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項の規定は、施行日以後に行われる前条の規定による改正後の同法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の同法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付については、なお従前の例による。

審査報告書

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十七日

社会労働委員長 関口 恵造
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、母子家庭、心身障害者、老人等の福祉の向上を図るために、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額を引き上げ、拠出制国

民年金及び厚生年金保険の昭和六十三年度における特例としての年金額の改定の措置を講ずることとともに年金福祉事業団の住宅資金貸付けの拡充を行う等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一万七千四百円」を「一万七千五百円」に、「四万千百円」を「四万三千三百円」に改めると共に、第十八条中「一万千六百五十円」を「一万千七百円」に改める。

第五条中「三万三千九百円」を「三万四千円」に、「三万八千九百円」を「三万九千円」に改める。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一

昭和六十三年四月二十二日
衆議院議長 原 健三郎

(小字及び一は衆議院修正)

参議院議長 藤田 正明殿
（年金福祉事業団法の一部改正）

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十九号)の一部を改正する法律案

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十九号附則第三十一条)の一部を改正する。

第四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号イ中「居住するため」の下に「又は直系血族その他政令で定める親族(以下この号において「直系血族等」という。)の居住の用に供するため」を加え、同号ロ及びハ中「居住するため」の下に「又は直系血族等の居住の用に供するため」を加える。

(附則)
(施行期日)
(○等)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条中國民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)以下「法律第三十四号」という。附則第三十二条の二の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第二号)以下「法律第三十四号」という。附則第三十二条の二の改正規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項の表中「三十二万八千八百円」を「三十三万円」に改める。

附則第二十二条の二中「給付のうち老齢年扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び扶養手当法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

金」を「給付(通算老齢年金、障害福祉年金)に、「支給されるもの」を「支給される老齢年金」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号イ中「居住するため」の下に「又は直系血族その他政令で定める親族(以下この号において「直系血族等」という。)の居住の用に供するため」を加え、同号ロ及びハ中「居住するため」の下に「又は直系血族等の居住の用に供するため」を加える。

(附則)
(施行期日)
(○等)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条中國民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)以下「法律第三十四号」という。附則第三十二条の二の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第二号)以下「法律第三十四号」という。附則第三十二条の二の改正規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項の表中「三十二万八千八百円」を「三十三万円」に改める。

附則第二十二条の二中「給付のうち老齢年扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び扶養手当法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

(法律第三十四条号の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和六十三年三月以前の月分の法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法

(昭和三十四年法律第一百四十一号)以下この条において「旧国民年金法」という。による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

第五条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く)厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)による年金たる保険給付、法律第三十四号附則第三十二条第三項に規定する年金たる給付並びに法律第三十四号附則第七十一条第一項及び第八十七条第四項に規定する年

金たる保険給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前一項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、国民年金法第十六条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条の規定によ

る年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなし、厚生年金保険法第三十四条の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第三十四条の二の規定の適用については、国民年金法第十六条の二の規定により同法による年金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する措置とみなす。

5 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

政府は、広い意味における国家補償の見地に立つてその対策が講じられるべきであるとの原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、昭和六十年に行われた原爆被爆者実態調査のうち死没者等調査について、速やかな解析、そ

の集大成を図ること。

7 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十七日

社会労働委員長 関口 恵造

審査報告書

8 参議院議長 藤田 正明殿

引き上げるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十三年度一般会計予算に約三億千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、広い意味における国家補償の見地に立つてその対策が講じられるべきであるとの原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、昭和六十年に行われた原爆被爆者実態調査のうち死没者等調査について、速やかな解析、そ

の集大成を図ること。

二、被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃するとともに、医療特別手当等については、他制度との関連も考慮し、生活保護の収入認定から除外することについて検討すること。

三、原爆症の認定については、近時の科学的知見を踏まえつつ、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うとともに、健康管理手当の認定についても、原爆被爆者が高齢化していることを踏まえ、そのあり方にについて検討すること。

四、原爆病院の運営に当たつては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、施設・設備の充実を含め、万全の措置を講ずることとともに、

被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元化について検討し、その促進を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化等につき検討すること。

右決議する。

原爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十二日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

原爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十一万六千六百円」を「十一万二千円」に改める。

官報号外

第三条第三項中「四万千千百円」を「四万三千三百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万八千四百円」を「三万八千五百円」に改める。

第五条第四項中「一千万七千四百円」を「一千万七千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万三千七百円」を「一万三千八百円」に、「一十万七千四百円」を「一十万七千五百円」に改める。

附 則

昭和六十三年四月一日から施行

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

昭和六十三年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

この法律の施行前に支給された昭和六十三年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額についても、なお従前の例による。

昭和六十三年五月十七日
社会労働委員長 関口 恵造
参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十三年五月十七日
社会労働委員長 関口 恵造
参議院議長 藤田 正明殿

係方面との連携を密にして、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

四、訪日調査により肉親が判明しなかつた中国残留日本人孤児について、引き続き内親調査に最大限の努力をするとともに、今後とも、日本人であることが判明した中国残留孤児については、すべて訪日調査の対象とする。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十二日
参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

また、帰国孤児の定着先における自立促進を図るため、関係省庁及び地方自治体が一体となって、広く国民の協力を得ながら、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的実施に遺憾なきを期すること。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行に要する経費として、昭和六十三年度一般会計予算に約十一億八千万円が計上されている。

五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

六、法律の内容について必要な広報等に努める等さらにその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化にさらに努めること。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額
特 别 項 症	第一項症の年金額	三、一二七、七〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症		四、六一、〇〇〇円
第二 項 症		三、八四一、〇〇〇円
第三 項 症		三、一六五、〇〇〇円
第四 項 症		二、五〇三、〇〇〇円
第五 項 症		一、〇一六、〇〇〇円

審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

第六項症	一、六三七、〇〇〇円
第一款症	一、四九四、〇〇〇円
第二款症	一、三五八、〇〇〇円
第三款症	一、〇八九、〇〇〇円
第四款症	八七六、〇〇〇円
第五款症	七七五、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、九〇五、〇〇〇円
第二款症	四、〇六九、〇〇〇円
第三款症	三、四九一、〇〇〇円
第四款症	二、八六八、〇〇〇円
第五款症	二、三〇〇、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年齢	金額
特別項目症	第一項症の年金額に二、四六〇、四〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症		三、五一四、九〇〇円
第二項症		二、九三一、八〇〇円
第三項症		二、四三三、〇〇〇円
第四項症		一、九一〇、五〇〇円
第五項症		一、五六一、九〇〇円
第六項症		一、二六五、五〇〇円
第一款症		一、一五〇、六〇〇円
第二款症		一、〇四七、三〇〇円
第三款症		八四一、〇〇〇円

第四款症	六八〇、三〇〇円
第五款症	五九八、五〇〇円
障害の程度	金額
第一款症	三、七三八、九〇〇円
第二款症	三、一〇一、三〇〇円
第三款症	二、六六〇、六〇〇円
第四款症	二、一八五、九〇〇円
第五款症	一、七五四、〇〇〇円

第二十六条第一項中「百五十四万三千四百円」を「百五十六万五千四百円」に改める。

第二十七条第一項中「百五十四万三千四百円」を「百五十六万五千四百円」に改め、同条第三項の表中「三七〇、六〇〇円」を「三七四、五〇〇円」に、「一九一、一〇〇円」を「一九五、一〇〇円」に、「一九八、一〇〇円」を「一九九、九〇〇円」に改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

8 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五

別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「六十万円」の下に「、同条第八項の特別給付金にあつては七十五万円」を加える。

附則第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の戰傷病者戦没者遺族等援護法の規定及び第一条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

審査報告書

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

官報(号外)

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十七日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生年金基金制度の充実を図るために、厚生年金基金が支給する年金給付について、努力目標とする水準を設定するとともに、脱退一時金を原資とする中途脱退者に係る年金給付の額の加算及び解散した厚生年金基金の加入員に係る年金給付の支給等を厚生年金基金連合会が行うこととするほか、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の業務が適正な年金数理に基づいて行われることを確保するための措置等を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

厚生年金保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における当該厚生年金基金連合会が

その支給に関する義務を負つていた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であった期間については、適用しない。

第四十四条の二第三項を削り、同条第四項中「厚生年金基金連合会」を「当該厚生年金基金連合会が」、「義務が承継されている」を「義務を負つている」に、「厚生年金基金連合会が」を「当該厚生年金基金連合会が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項の次に

「厚生年金基金連合会」を「當該厚生年金基金連合会が」、「義務が承継されている」を「義務を負つしている」に、「厚生年金基金連合会が」を「當該厚生年金基金連合会が」に改め、同項を同条第三項とする。

第八十五条の二(見出しを含む。)及び第百二条第一項中「厚生年金基金又は」を削る。

第一百二十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

第一百三十条第六項中「生命保険会社」の下に「厚生年金基金連合会」を加え、同項に次のただし書きを加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は評議員会に意見を提出することができる。

第一百五十八条第六項中「年金給付」の下に「及び一時金たる給付」を加える。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「中途脱退者」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第一百五十九条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

る水準に達するよう努めるものとする。

第一百三十六条中「死亡」を支給理由とする「一時金たる給付」の下に「(以下「死亡一時金」という。)」を

加える。

第一百四十七条第五項中「解散した基金の財産の処分の方法その他」を「前各項に定めるもののほか、解散した基金の」に改め、同項を同条第六項

とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金給付の支給に関する義務を負つていた者が年金給付の支給に関する義務を負つていた者(以下「解散基金加入員」という。)に分配しなければならない。

第一百五十九条の次に次の一条を加える。(年金数理)

第一百五十九条の二 連合会は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

第一百六十条の次に次の一条を加える。

第一百六十条の二 基金は、規約の定めるところにより、前条第一項の規定による申出に係る中途脱退者に支給すべき脱退を支給理由とする第百三十条第二項の一時金たる給付(以下「脱退一時金」という。)の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)の交付を連合会に申し出ることができる。

第一百六十条の二 基金は、規約の定めるところにより、前条第一項の規定による現価相当額の交付をするときに、当該申出に係る脱退一時金相当額を連合会に交付しなければならない。

第一百六十条の二 基金は、規約の定めるところにより申出をした基金は、当該申出に係る脱退者に係る前条第三項の規定による現価相当額の交付をするときに、当該申出に係る脱退一時金相当額を連合会に交付しなければならない。

第一百六十条の二 基金は、規約の定めるところにより申出をした基金は、当該申出に係る脱退者及び解散基金加入員に対しに、「行なう」を「行なう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 連合会は、次の事業を行うことができる。た

だし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚

生大臣の認可を受けなければならない。

一 解散基金加入員に支給する年金給付につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、年金給付の額を付加する事業

二 基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの

第六項とし、第四項を第五項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 連合会は、第一百三十条第六項の規定による委託を受けて、基金の業務の一部を行うことができる。

二 連合会は、當該厚生年金基金連合会に委託を受けて、基金の業務の一部を行なうことができる。

三 連合会は、前項の規定により脱退一時金相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該中途脱

退者に係る年金給付の額を加算し、又は死亡時金その他の一時金たる給付を支給するものとする。

4 基金は、第二項の規定により脱退一時金相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 連合会は、第三項の規定により中途脱退者に係る年金給付の額を加算し、又は一時金たる給付を支給することとなつたときは、前条第六項の規定による通知に併せて、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

6 前条第二項の規定は、第一項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第百六十一条第一項中「前条第五項」を「第六十条第五項」に改め、「当該年金給付の支給に関する義務」の下に「(前条第三項の規定により連合会が当該年金給付の額を加算して支給するものとされる場合にあつては、当該加算される額の年金給付の支給に関する義務とし、同項の規定により連合会が一時金たる給付を支給するものとされている場合にあつては、当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。)」を加え、同条第一項中「年金給付」の下に「及び一時金たる給付」を加える。

第百六十二条の二 第百六十一条第一項の規定により加算された額の年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を承継した基金の当該義務の承継に係る加入員について第百六十条から前条までの規定を適用する場合においては、第

五百六十一条第一項及び第三項中「に係る年金給付」百六十条第一項及び第三項中「に係る年金給付」

とあるのは「に係る次条第三項の規定によりその額が加算された年金給付及び同項の規定による一時金たる給付」と、同条第五項及び第六項中「年金給付」とあるのは「年金給付及び一時金たる給付」と、第百六十条の二第三項中「一時金たる給付を支給する」とあるのは「一時金たる給付の額を加算する」と、同項第五項中「の額を加算し、又は一時金たる給付を支給する」とあるのは「又は一時金たる給付の額を加算する」とある。

第百六十一条第一項及び前条第一項中「年金給付」とあるのは「年金給付及び一時金たる給付」とあるのは「又は一時金たる給付を支給する」とある。第百六十一条第一項及び前条第一項中「年金給付」とあるのは「年金給付及び一時金たる給付」とある。

(解散基金加入員に係る措置)

第百六十二条の三 連合会は、基金が解散したときは、解散基金加入員に係る第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

2 解散基金加入員が老齢厚生年金の受給権を得たとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が老齢厚生年金の受給権を有していたときは、連合会は、当該解散基金加入員に年金給付を支給するものとする。

3 前項の年金給付の額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該解散した基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額とする。

4 解散した基金は、規約の定めるところにより加算された額の年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を承継した基金の当該義務の承継に係る加入員について第百六十条から前条までの規定を適用する場合においては、第

五百六十一条第一項及び第三項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第百六十四条第一項前段を次のように改める。

第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第

五百九十五条に改め、同条の次に第一条を加える。

基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該解散基金加入員に係る年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、連合会が第百六十二条の三第二項の規定により支給する年金給付について、第四十条の規定は、死亡一時金について準用する。

6 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金給付の額を加算し、又は一時金たる給付を支給することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

7 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金給付の額を加算し、又は一時金たる給付を支給することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8 第百六十一条第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第百六十三条中「年金給付」の下に「及び一時金たる給付」を加え、同条の次に第一条を加える。

(年金給付の支給停止)

第百六十三条の二 連合会が第百六十二条の三第二項の規定により支給する年金給付は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金に

つき第三十八条第一項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金給付のうち、第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第百六十四条第一項前段を次のように改める。

第百六十八条第三項中「から第五項まで及び」、「第三項、第五項及び第六項並びに」に改める。

第百七十六条中「第百五十九条第四項」を「第百五十九条第五項」に改め、同条の次に第一条を加える。

金給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項、第三十九条第二項前段並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、連合会が第百六十二条の三第二項の規定により支給する年金給付について、第四十条の規定は、死亡一時金について準用する。

6 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に分配されたものとみなす。

7 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金給付の額を加算し、又は一時金たる給付を支給することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8 第百六十四条第一項後段中「この場合において」の下に「、第三十五条中「(第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六十二条第一項の規定により加算する額を除く。)」とあるのは「(第百六十二条の三第五項の規定により加算された額を除く。)」とを加え、「及び第四十条」を「、第四十条及び第四十五条」に、「同条を「第四十条」に改め、「第四十一条第一項」の下に「及び第四十五条」を加え、同条第二項中「第四十条の二」の下に「の規定及び第百六十二条の三第一項」を加える。

第百六十七条の見出し中「年金給付」を「年金給付等」に改め、同条中「第百六十条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者に係る当該義務」を「中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務」に改め、「であつた年金給付の下に又は一時金たる給付」を加える。

第百六十八条第三項中「から第五項まで及び」、「第三項、第五項及び第六項並びに」に改める。

第百七十六条中「第百五十九条第四項」を「第百五十九条第五項」に改め、同条の次に第一条を加える。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認等)
 第百七十六条の一 この法律に基づき基金(第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は連合会が解散基金加入員(附則第八条の規定により老齢厚生年金の受給権を有する者)又は連合会が厚生大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人(年金数理に關して必要な知識経験を有する者として厚生省令で定める要件に適合する者をいう。)が確認し、署名押印したものでなければならない。

3 解散した基金が、正当な理由がなくて、第六十二条の三第一項の規定により負担すべき徴収金を着徴状に指定する期限までに納付しないときも、第一項と同様とする。

第百八十六条第二号中「〔第六十条第六項〕」の下に、「第六十条の二第五項又は第六十二条の三第七項」を加え、同条第三号中「〔第六十条第七項〕」の下に「〔第六十条の二第六項及び第六十二条の三第八項において準用する場合を含む。〕」を加える。

附則第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 附則第八条第四項及び第十一条の規定は、第六十二条の三第二項の規定により連合会が解散基金加入員(附則第八条の規定により老齢厚生年金の受給権を有する者に限る。)に支給する年金給付(第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。)について準用する。この場合において、附則第八条第四項及び第十一条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「老齢厚生年金の額(附則第九条第四項において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。)」とあるのは「年金給付の額(第百六十二条の三第五項の規定により加算された額を除く。)」と読み替えるものとする。

附 則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、昭和六十三年九月一日から施行する。ただし、第四十四条の二第二項の改正規定、同条第三項を削る改正規定、同条第四項、第八十五条の二、第一百二条第二項、第一百三十六条及び第一百四十七条第五項の改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第一百四十九条第一項、第一百五十三条第一項並びに第一百五十九条第一項及び第二項の改正規定、第一百六十条の次に一条を加える改正規定、第一百六十二条第一項及び第二項の改正規定、第一百六十三条の次に二条を加える改正規定、第一百六十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百六十四条、第一百六十七条及び第一百六十八条第三項の改正規定、第一百八十二条に一項を加える改正規定、第一百八十六条の改正規定、附則第十三条の次に一条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、附則第五条から第八条まで、附則第十条及び附則第十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

く。)について準用する。この場合において、附則第八条第四項及び第十一条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「老齢厚生年金の額(附則第九条第四項において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。)」とあるのは「年金給付の額(第百六十二条の三第五項の規定により加算された額を除く。)」と読み替えるものとする。

(解散基金加入員に支給する老齢厚生年金等に
関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法(以下「新法」という。)第四十四条の二の規定は、一部施行日以後に解散した厚生年金基金(以下「基金」という。)に係る新法第百四十七条第四項の規定により加算された額を除く。)と読み替えるものとする。

(基金又は連合会の規約の変更)
第四条 基金は、一部施行日までに、その規約を新法第百四十七条第四項の規定に適合するよう一部施行日以後に、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)は、一部施行日までに、その規約を新法第百五十三条第一項の規定に適合するよう変更しなければならない。

3 前二項の場合において、認可の効力は、一部施行日から生ずるものとする。

(中途脱退者に係る措置に関する経過措置)
第五条 新法第百六十条の二の規定は、基金が一部施行日以後に新法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者でない者について適用する。

2 基金が一部施行日以後に新法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三条第二項(法律第三十四号附則第八十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、これら

の規定によりなおその効力を有するものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定を適用せず、新法第四十四条の二の規定の例による。

3 基金が一部施行日以後に新法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三条第二項(法律第三十四号附則第八十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、これら

の規定によりなお前項の例によるものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第百六十条から第百六十二条までの規定を適用せず、新法第百六十条から第百六十二条の二までの規定の例による。

(解散基金加入員に支給する老齢厚生年金等に
関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法(以下「新法」という。)第四十四条の二の規定は、一部施行日以後に解散した厚生年金基金(以下「基金」という。)に係る新法第百四十七条第四項の規定により加算された額を除く。)と読み替えるものとする。

(基金又は連合会の規約の変更)
第四条 基金は、一部施行日までに、その規約を新法第百四十七条第四項の規定に適合するよう一部施行日以後に、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)は、一部施行日までに、その規約を新法第百五十三条第一項の規定に適合するよう変更しなければならない。

3 前二項の場合において、認可の効力は、一部施行日から生ずるものとする。

(中途脱退者に係る措置に関する経過措置)
第五条 新法第百六十条の二の規定は、基金が一部施行日以後に新法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者でない者について適用する。

2 基金が一部施行日以後に新法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三条第二項(法律第三十四号附則第八十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、これら

の規定によりなおその効力を有するものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第百六十条から第百六十二条までの規定を適用せず、新法第百六十条から第百六十二条の二までの規定の例による。

官報(号外)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項第一号ロ中「国家公務員等

共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)」の

規定による長期給付に準ずる給付」を「厚生年金

保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)、第二百三十

二条第三項(年金給付の基準)に規定する相当す

る水準の給付」に改め、同項第二号ロ中「国家公

務員等共済組合法の規定による長期給付に準ず

る給付」を「厚生年金保険法第二百三十二条第三項

に規定する相当する水準の給付」に改め、同条

第三項中(昭和二十九年法律第二百五十五号)を削

り、「第二百五十九条第四項」を「第二百五十九条第五

項」に改める。

別表第二第一号中「国家公務員等共済組合法」

の下に「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」を加

える。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の法人税法第

八十四条の規定は、退職年金業務等を行う内国

法人の昭和六十三年九月一日以後に開始する事

業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用し、退職年金業務等を行う内国法人の同日前に開始した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税については、なお従前の例によ

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第二百五十九条第四項」を

「第二百五十九条第五項」に改める。

〔関口恵造君登壇、拍手〕

○関口恵造君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、社会労働委員会における審査の

経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化

を図るため、所要の措置を講ずるものであります。その主な内容は、療養の給付等に要する費用が著しく多額となると見込まれる市町村について

安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとすること、昭和六十三年度及び同六十四

年度において、国及び地方公共団体の負担による保険財政基盤の安定化のための措置、高額医療費共同事業の強化充実、老人保健医療費拠出金に係る國庫負担率の調整を行うこと等であります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、地方行政委員会との連合審査を行うとともに、医療保険制度の一元化、高医療費市町村の医療費安定化、低所得者の保険料負担、保険料滞納者の取り扱い等の諸問題について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同山本理事、公明党・国民会議中西理事及び日本共产党菅根田理事よりそれ本案に反対、自由民主党曾根田理事より本案に賛成す

る旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

もつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されてお

ります。

次に、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案外三法律案について申し上げます。

案外三法律案について申し上げます。

まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律

案の主な内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引き

上げ、抛出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置等であります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当の他の手当の額を引き上げるものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者

付金を支給するものであります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案

の主な内容は、厚生年金基金が支給する年金給付

について努力目標水準を設定するとともに、中途

脱退者に係る年金給付の額の加算及び解散した基

金の加入員に係る年金給付の支給等を厚生年基金

連合会が行うこととする

こと等であります。

○浜本万三君 私は、日本社会党・護憲共同を代

表して、ただいま議題となつております国民健康

保険法の一部を改正する法律案について、反対の

討論を行つるものであります。

今日、医療をめぐつての最大の課題は、増大す

る国民医療費を将来にわたつて適正な規模のもの

とし、その限られた医療資源を適正に配分し、二

十一世紀高齢社会に向けて搖るぎない医療保険体

制を確立し、いかにして国民の健康を保持、増進

していくかといふ点にあると思うわけであります。

○浜本万三君 私は、日本社会党・護憲共同を代

表して、ただいま議題となつております国民健康

保険法の一部を改正する法律案について、反対の

討論を行つるものであります。

今日、医療をめぐつての最大の課題は、増大す

る国民医療費を将来にわたつて適正な規模のもの

とし、その限られた医療資源を適正に配分し、二

十一世紀高齢社会に向けて搖るぎない医療保険体

制を確立し、いかにして国民の健康を保持、増進

していくかといふ点にあると思うわけであります。

○浜本万三君 私は、日本社会党・護憲共同を代

表して、ただいま議題となつております国民健康

保険法の一部を改正する法律案について、反対の

討論を行つものであります。

没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特

別給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

まず第一は、昭和五十九年四月、健康保険法改正案審議に際し、六十年代後半のできるだけ早い時期と約束した医療保険の一元化について、その時期、日程、手順、内容等が本審議の過程でも全く明らかにされていないことがあります。そればかりでなく、五十九年当時当然とされていた法定の給付率を最低八割にすることについてさえ明確にせず、後退した答弁となっているのであります。政府が約束して以来、今まで行われた医療保険の諸改革は、国庫負担の減額に終始しておる、我々の目指す給付と負担の一元化にはほど遠いのであります。

また、今回の改正に見られるように、国保制度に地方負担を新たに導入したり、国と地方の保険料の負担割合を変更する等の場合には、医療保険制度全体を見渡しながら改革案を決めていく必要があると思うであります。現在、退職者医療制度に対する政府管掌健康保険からの拠出金分には国庫負担は全くなされておらず、今日のライフサイクルに見合った各制度に対する整合性のある国庫負担のあり方になつていいのであります。

第二は、今回の改正で、国保事業の運営の安定化推進の名のもとに、医療給付費が著しく多額な市町村に安定化計画を策定、実施させ、一定の基準を超えた著しく高い給付費の部分について、都道府県、市町村の共同負担を導入しようとする点についてであります。

今回の措置は、現在の地域差を生み出している要因を地方に転嫁し、現行の診療報酬制度や医療供給システムのもとで地域差が拡大している事實を覆い隠す結果ともなりかねないのであります。私は、今日の疾病構造がかつての感染病中心か

ら成人病へと変化している事情にかんがみ、当然に健康の保持、増進策や、慢性化した入院患者の早期退院を可能とする社会的条件づくり等に取り組むことが先決であると思うわけでございます。ましてや、今回の改正案に見るよう、市町村に医療費適正化の努力を義務づけ、成果が上がらなければ負担を課すというような短絡的発想には絶対賛成できません。

また、安定化計画策定に当たって、住民の意思が反映される場が必要であるにもかかわらず、何らの配慮もなされていないこともまことに遺憾であります。

第三の反対理由は、保険基盤安定の名のもとに、低所得者に対する保険料軽減分を国と地方折半で負担する一千億円の事業で、新たに都道府県、市町村に各二百五十億円の負担を課すというものであります。

現在、市町村は既に低所得者の負担軽減等のために一般会計から相当額を繰り入れており、その額は六十一年度には前年度を五百億円も上回る一千三百六十七億円にも達しているのであります。国民健康保険の負担を地方の一般会計の負担とすることは、住民税負担を通じて、現行の被用者保険側からの拠出金等による調整とあわせ、二重の負担となつてゐるわけであります。

また、保険料の納付に困難を來していける保険料の滞納者に対し保険証を交付しない、あるいは返還させ、それにかえて資格証明書を交付し、現物給付でなく償還制をとつていてることにも大きな問題があるわけであります。本制度が導入された原点、すなわち、悪質滞納者に対する措置であると

う、この際、強く求めておきたいと思います。

第四に、今回の改正で全く理解できないのが、六十三年度予算ベースで国保老人保健拠出金に対する国庫負担率を五六・一%から五一・五%に引き下げ、四百六十億円の国庫負担を減額し、保険料負担に転嫁していることであります。

今まで現行の拠出金割合を続けてきたのは、国保が他の制度に比べ脆弱な財政基盤にあることとを認めてきたからであります。今日、国保財政の厳しさは一向に緩和しておりません。なぜに今回、地方負担導入で軽減された保険料負担分を国庫負担の減額で取り戻そうとするのか、到底納得できないとこあります。なお、同額を保険料としてあります。

このことに関して注意しておきたいのは、国が担当局長名で、市町村に対し保険料の引き下げ措置を行わないようにとの不当な通知を出していることがあります。これは憲法が保障する地方自治の本旨にもとるものであり、到底納得できません。

最近の医療保険改革に見られる政府の一連の姿勢は、まさに憲法第二十五条に定める社会保障、とりわけ国民の生存にかかる医療保障に対する國の責任の回避にもつながるものと言わざるを得ません。

以上、数点にわたって本案に対する反対の意見を申し述べますとともに、今後に対する検討課題を提示してまいりました。政府においてこれらの点について誠意を持って検討され、今後の施策の中で明らかにしていただきたいことを強く要望いたします。(拍手)

最後に、国保の老人保健拠出金の見直しに関する例え、健康保険組合の財政は、六十二年度に起をしておかなければなりません。

○副議長(瀬谷英行君) これにて討論は終局いたしました。

そして、六十三年度以降予想される赤字を料率を引き上げてカバーしようとすれば、六十六年には平均でも法定上限の千分の九十五を超えることになるわけであります。そして、七十三年には保険

料収入の五〇%が退職者、老人医療の拠出金に振り向かれてしまうことになるのであります。一方で国庫負担を減らし、取りやすいところから取るということで、被用者保険の負担が増大しています。これを絶対に許すことはできないのであります。

そもそも、今日の老人保健拠出金の被用者保険への傾斜した負担、また最近の国保保険料率の引き上げ等は、退職者医療制度創設に伴う国庫負担率の引き下げ、加入者等の見込み違いに端を発していることもこの際厳しく指摘いたしまして、政府の猛省を促しておきたいと思います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(瀬谷英行君)　過半数と認めます。
よつて、本案は可決されました。

次に、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案を一括して採決いたしました。

四季に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(瀬谷英行君)　総員起立と認めます。

よつて、四季は全会一致をもつて可決されました。

昭和六十三年五月十七日

文教委員長　田沢　智治

参議院議長　藤田　正明殿

参議院議長　藤田　正明殿

三、いわゆる「新テスト」の実施にあたつては、各大学の自主的な判断が生かされるよう留意するとともに、受験生の立場に配意しつつ高等学校教育に混乱が生じないよう努めること。
四、大学入試センターは、入学者選抜方法に関する調査研究の一層の充実を図るとともに、大

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立大学の共同利用機関の連携・協力に基づく総合研究大学院大学の新設、三重大学の医療技術短期大学部の併設、京都工芸織維大学工業短期大学部の廃止を行うとともに、「新テスト」の実施に対応するため大学入試センターの所掌事務を改めるほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和六十三年度国立学校特別会計予算に、四億八千三百九万円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行ふべきである。

一、総合研究大学院大学については、大学の理念(いざれも内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長田沢智治君。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

短期大学部	三重県	三重大学
-------	-----	------

第三条の三 第二項の表京都工芸織維大学工業短期大学部の項を削り、同条を第三条の四とし、第三条の二の次に次の二条を加える。

(総合研究大学院大学)

第三条の三 学校教育法第六十八条の二に定める

国立大学として、総合研究大学院大学を置く。総合研究大学院大学は、第九条の二に定める

国立大学共同利用機関で政令で定めるものとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。

第六十条の三 第二項の表京都工芸織維大学工業短期大学部の項を削り、同条を第六十条の四とし、第六十条の二の次に次の二条を加える。

(大学入試センター)

第六十条の三 大学の入学者の選抜に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学入試センターを置く。

第六十条の三 大学の入学を志願する者の高等学校における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行ふこと。

第六十条の三 第二項の表に掲げる国立大学で政令で定めるものに改める。

2 前項第一号の試験に關し必要な事項は、文部省令で定める。

附 則
(施行期日) 昭和六十三年四月一日から施行

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第三条の二第一項の改正規定、第三条の三第二項の表の改正規定（京都工芸繊維大学工業短期大学部の項を削る部分を除く。）及び第三条の二の次に一条を加える改正規定は昭和六十三年十月一日から、第三条の三第二項の表の改正規定のうち京都工芸繊維大学工業短期大学部の項を削る部分は昭和六十六年四月一日から施行する。（京都工芸繊維大学工業短期大学部の存続に関する経過措置）

2 京都工芸繊維大学工業短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、昭和六十六年三月三十日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

審査報告書
昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十三年五月十七日

文教委員長 田沢 智治
参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律
昭和六十二年法律第六十八号）の一部を次のように改める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、私立学校教職員共済組合法に基づく年金の額の改定等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和六十三年度一般会計予算に二百六十一万千円が計上されている。

題名中「昭和六十二年度」の下に「及び昭和六十三年度」を加える。
第一条の見出しを「昭和六十二年度における年金の額の改定の特例」に改め、同条第一項中に「法」を「共済法」に改め、「この項」の下に「及び第三条第一項」を加え、同条第三項中「法第二十五条」を「共済法第二十五条」に改め、「この項」の下に「法」を「共済法」に改め、「この項」の下に「法第二十七条」を「第三条第三項において同じ」と加え、「同条を「共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二」に改める。

四条 旧共済法による年金の昭和六十二年四月分以後の額の改定については、国共済特別法第四条の規定の例による。

附 則
(施行期日) 昭和六十三年四月一日から施行する。

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

[田沢智治君登壇、拍手]

○田沢智治君登壇、拍手
まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立大学共同利用機関の連携、協力に基づく

総合研究大学院大学の新設、三重大学の医療技術短期大学部の併設、京都工芸繊維大学の工業短期大学部の廃止のほか、昭和六十五年度に予定されている新テストの実施に対応するための大入試センターの所掌事務の改正、さらに昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日についての修正が行われております。
委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、総合研究大学院大学の設置目的、その進め方と運営のあり方、共通一次試験の評価と新テストの意義、新テストへの私立大学の参加見込みと実施時期、各大学の二次試験の内容充実、

その他入学者選抜制度の将来のあり方、大学入試センターが行う情報提供事業の内容などについて熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑終局を決定し、次いで討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、既設大学院の充実等四項目から成る附帯決議を行いました。

次に、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、私立学校教職員共済組合が支給する退職共済年金等の額について、厚生年金及び国民年金の改定措置に倣い、昭和六十三年四月分から改定しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、長期経理、短期経理の状況と見通し、公的年金一元化の進め方、福祉事業の現状とあり方、その他私学をめぐる諸般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（瀬谷英行君） ただいま委員長報告がありました議案のうち、国立学校設置法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。菅野久光君。

〔菅野久光君登壇、拍手〕

○菅野久光君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行ひます。

まず、法律の内容に入る前に、今国会の審議の異常さについて指摘をしなければなりません。今国会には、臨教審答申に基づくわゆる臨教審関連法案が六本提出されておりますが、現在、議題となつております国立学校設置法の一部を改正する法律案や、文教委員会でただいま審査中の教育職員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、その内容の重要性から見て慎重な審議を要するものであるにもかかわらず、衆議院においては、両法案とも極めて不十分な審議のまま質疑が打ち切られ、採決が強行されました。教育の問題がこのような形で決められたことはまことに遺憾であります。

さらに、本院におきましても、国立学校設置法の一部を改正する法律案が文教委員会における十 分な審議もなされないまま、本日のこの会議において成立が図られようとしていることについては、多くの国民の声に相和して強く抗議するものであります。

統いて、法案の内容に沿つて問題点を指摘いたします。

法案の内容のうち、三重大学に看護婦養成のための医療技術短期大学部を設けることや、京都工芸織維大学の夜間部を発展的に廃止することなどは特に反対をするところではありません。しかしながら、次の二点、すなわち、まず第一に、既存の国立の研究所を寄せ集めた形で総合研究大学院大学という新しい形態の大学院を設けることであります。そして第二点は、現在、国公立の大学が実施している共通一次試験の運営を行つてゐる大学入試センターを昭和六十五年度実施予定の新テストに対応して改組するという点であります。この二つの点は、多分に問題点を含んでおり、事教育の問題であるだけに慎重に審議をしなければならなかつたのであります。

まず、総合研究大学院大学の創設についてあります。この二つの点は、多分に問題点を含んでおり、事教育の問題であるだけに慎重に審議をしなければならなかつたのであります。

また、現在、大学審議会が大学院設置基準の見直しを行つてゐるとすれば、その問題とこの大学院大学の創設は密接不可分なかかわりを持つものであります。現在のところ、一体何がどの程度話し合はれてゐるのかといつたことも満足に知ることができないのであります。重要な審議事項が国会の俎上に上らないような状態がありながら、我が国の学術研究の将来をどうして語ることができましよう。全く納得のいかないところであります。

そこで、大学入試センターの改組の点があります。その次に、大学入試センターの改組の点があります。

この大学入試センターを改組するねらいは、過去十回にわたつて実施してきた国公立大学の共通一次試験にかわつて、いわゆる新テストを六十五年度から実施することになります。昭和五十四年度より導入されまし共通一次試験が国公立大学の一層の序列化を招いたことや、六十二年度より実施された国公立大学の受験機会の複数化が大きな混乱を招いたことなど、過去の大学入試改革は今日の受験戦争の緩和について何ら有効な対策となり得なかつたことは御承知のとおりであります。

す。にもかかわらず、六十五年度より導入される新テストは、現在の共通一次と基本的に同じものであります。

この新テストに私立大学も参加するということになれば、我が国の大半を担っている私立大学も巻き込んで、偏差値による序列化が一層進むことは明らかであります。政府は、私立大学の参加を強要することはないと言いますが、私は、私学助成などを盾にして文部省の意向が強引に押し通される危険性が必ずしもないと想い切れないと考へるのであります。大学の自治の侵害にかかる問題がここでも審議不十分なまま済まされようとしているのであります。

また、新テストの実施時期が十二月下旬といふことについても、委員会において参考人から、高校の教育に大きな影響を与えるものとして繰り下

げ等指摘されています。二学期の授業はもちろんのこと、体育祭や文化祭、果ては新春のサッカー、やバレー、ボーリーの全国大会などについても影響が及ぶのであります。なぜこのように大きな問題があり、参考人の強い意見や指摘を無視するような形で急がなければならないのですか。どうしても納得できないであります。

さらに、新テストの本番に行われるテストの試験的実施が、ことしの十一月に一回しか行われないことも問題として指摘しておかなければなりません。一体、たった一回の試験的実施で、本番の実施に向けて大丈夫なのでしょうか。準備期間が短く、受験生や高校側に大きな不安を与えてい

ることを考慮すれば、六十五年度の実施はいささか拙速のそしりを免れないものと思うのであります。

そもそも、この新テストは、このテストの概略が決まる以前より政治的にその導入時期が取りざたされてまいりました。当初は、六十二年度から導入するなどといったことも言われておりました。今になって試行が一回しかできないのも、私立大学の参加が見込めないままに十二月に実施することになってしまったことも、すべて政治的な思惑から導入時期が扱われたことにそもそも原因があつたのであります。

入学者選抜が既に高等教育の最初の一部分であると考えれば、新テストの実施に至る一連の経緯や受験機会の複数化の実施状況は、高等教育のあらゆべき姿から大きく逸脱したものとなっております。政治的思惑、そして政府や大学当局者のエゴによって猫の目のようにならぬる入試制度に振り回されている受験生のことを考へれば、この法案の意図することにとも贅同することはできないのであります。

最後に、入試制度を改革することの前提には、言い古されていることではあります、私学助成の充実や学校間格差の是正といった基本的な課題の解決を通じて、それぞれの大学の個性化と教育研究の充実が必要であります。こういった大学教育全体を見詰めた改革によつて、高等教育全体のバランスある発展が求められていることを申し添え、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしました。

参議院議長 藤田 正明殿
要領書
昭和六十三年五月十七日
地方行政委員長 谷川 寛三

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実を図る等のため昭和六十三年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改革等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の措置を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。
まず、國立学校設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第二三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

一、費用
本法施行のため、昭和六十三年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、昭和六十三年度国税三税收入見込額の百分の三十二に相当する額及び昭和六十三年度特例措置額から昭和六十年度特例措置に係る分を減額した十兆九千五十六億二千万円に返還金九億六千九百万円を加算し、借入金等利子負担額二千七百八十億円を減額した十兆六千二百八十五億八千九百万円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第二三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

長谷川寛三君
○副議長(瀬谷英行君) 日程第二三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

政府は、現下の地方財政が巨額の借入金残高を抱えるなど引き続き厳しい状況にあることから

昭和六十三年五月十八日 参議院会議録第十八号

地方交付税法の一部を改正する法律案

四八四

は、第一項の額から、昭和六十年度分の地方交付税の額の特例等に関する法律（昭和六十一
年法律第三号）附則第二項の規定に基づく措置として、二百三十億円を減額する。

附則第八条第二項中「昭和五十九年度分」を「昭

和六十年度分」に改め、同条第三項中「昭和六十年度分」を「昭和六十一年度分」に改め、同条第四項中「昭和六十一年度分」を「昭和六十二年度分」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)		道府県	経費の種類	測定単位	単位 費用
地方団体種類	経費				
4 費	二 土木費	1 道路橋りょう	道路の面積	警察職員数	一人につき 七、四五三、〇〇〇円
3 2 1 費	2 河川費	3 経常経費	道路の延長		千平方メートルにつき 一一〇八、〇〇〇
(1) 教育費	(1) 投資的経費	(1) 経常経費	河川の延長		一キロメートルにつき 五、三七〇、〇〇〇
(2) 経常経費	(2) 投資的経費	(2) 経常経費	河川の延長		一キロメートルにつき 八九、六〇〇
4 費	3 港湾費	4 その他の土木	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長		一キロメートルにつき 一、〇〇〇、〇〇〇
3 2 1 費	4 その他の土木	5 郷郭施設の延長	郭施設の延長		一メートルにつき 二七、一〇〇
(1) 小学校費	(1) 教育費	(1) 経常経費	漁港における外港湾		一メートルにつき 一〇、四〇〇
(2) 中学校費	(2) 投資的経費	(2) 経常経費	郭施設の延長		一メートルにつき 一一、三一〇〇
4 費	6 その他の行政費	7 災害復旧費	人口	人口	一人につき 七三〇
3 2 1 費	3 水産行政費	4 商工行政費	人口	人口	一人につき 一、七八〇
(1) 小学校費	(1) 経常経費	(1) 徵稅費	人口	人口	一人につき 三、六六九、〇〇〇
(2) 中学校費	(2) 経常経費	(2) 恩給費	人口	人口	一人につき 三、六七六、〇〇〇
4 費	5 農業行政費	6 その他の行政費	人口	人口	一人につき 五、七〇六、〇〇〇
3 2 1 費	6 農業行政費	7 災害復旧費	人口	人口	一人につき 三九、〇〇〇
(1) 小学校費	(1) 経常経費	(1) 経常経費	人口	人口	一人につき 三七、三一〇〇

		農業行政費	経常経費	耕地面積	農家数	失業者数	町村部人口	(1) 経常経費	教職員数
5 費	2 1 費	2 1 費	2 1 費	2 1 費	2 1 費	2 1 費	2 1 費	学級数	
4 費	1 農業行政費	1 投資的経費	1 経常経費	林野の面積	林野の面積	一戸につき 六三、三〇〇	一人につき 三、六七〇	一人につき 一六四、〇〇〇	
3 2 1 費	2 林野行政費	2 投資的経費	2 経常経費	水産業者数	水産業者数	一ヘクタールにつき 六四、五〇〇	一人につき 三七四	一人につき 七一、〇〇〇	
(1) 小学校費	(1) 水産行政費	(1) 経常経費	(1) 経常経費	人口	人口	一ヘクタールにつき 二、九五〇	一人につき 五、六〇三	一人につき 八一五、〇〇〇	
(2) 中学校費	(2) 水産行政費	(2) 経常経費	(2) 経常経費	人口	人口	一ヘクタールにつき 八、二八〇	一人につき 五六七	一人につき 二、九六〇	
4 費	3 水産行政費	3 投資的経費	3 経常経費	人口	人口	一戸につき 一五九、〇〇〇	一人につき 六、九二〇	一人につき 三、六四一、〇〇〇	
3 2 1 費	4 商工行政費	4 その他の行政費	4 その他の行政費	人口	人口	一ヘクタールにつき 七二、七〇〇	一人につき 三、九八〇	一人につき 一六四、〇〇〇	
(1) 小学校費	(1) 徵稅費	(1) 給付費	(1) 給付費	人口	人口	一戸につき 一、四五〇	一人につき 二、六六〇	一人につき 一、一八二、〇〇〇	
(2) 中学校費	(2) 給付費	(2) 給付費	(2) 給付費	人口	人口	一戸につき 一、一八二、〇〇〇	一人につき 三、九八〇	一人につき 一、一八二、〇〇〇	
4 費	5 農業行政費	6 その他の行政費	7 災害復旧費	人口	人口	一戸につき 八、六一〇	一人につき 二、六六〇	一人につき 一、一八二、〇〇〇	
3 2 1 費	6 その他の行政費	7 災害復旧費	人口	人口	人口	一戸につき 三、九八〇	一人につき 一、一八二、〇〇〇	一人につき 三、九八〇	
(1) 小学校費	(1) 給付費	(1) 給付費	(1) 給付費	人口	人口	一戸につき 一、一八二、〇〇〇	一人につき 二、六六〇	一人につき 一、一八二、〇〇〇	
(2) 中学校費	(2) 給付費	(2) 給付費	(2) 給付費	人口	人口	一戸につき 一、一八二、〇〇〇	一人につき 二、六六〇	一人につき 一、一八二、〇〇〇	
4 費	7 災害復旧費	7 災害復旧費	面積	世帯数	恩給受給権者数	千円につき 八七九、〇〇〇	千円につき 九五〇	千円につき 八七九、〇〇〇	
3 2 1 費	7 災害復旧費	7 災害復旧費	面積	人口	人口	千円につき 九五〇	千円につき 八七九、〇〇〇	千円につき 九五〇	
(1) 小学校費	(1) 給付費	(1) 給付費	面積	人口	人口	千円につき 九五〇	千円につき 八七九、〇〇〇	千円につき 九五〇	
(2) 中学校費	(2) 給付費	(2) 給付費	面積	人口	人口	千円につき 九五〇	千円につき 八七九、〇〇〇	千円につき 九五〇	

市町村	人口	二 消防費 1 土木費 (1) 道路橋りょう (2) 港湾費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	九 財源対策債償還 八 地方税減収補てん債償還費	十 地域財政特例対 債償還費 十一 臨時財政特例		七 六 五 四 三 二 一 〇
				千円につき	千円につき	
郭漁港施設における延長外	郭港施設における延長外	港湾(漁港を含む)の延長	道路の面積	一人につき	千円につき	九八
六、六三〇円	六八	六三二	六三一	六二	六一	一〇四
一千五百〇〇〇	一千五百〇〇〇	一千五百〇〇〇	一千五百〇〇〇	一千五百〇〇〇	一千五百〇〇〇	一千五百〇〇〇
一一、三〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇

四 2 (2) (1) 投資的 経費	1 厚生労働費 生活保護費 社会福祉費 経常経費	四 2 (1) 投資的 経費	4 3 (2) 投資的 経費	3 2 (1) 投資的 経費	1 教育費 経常経費	6 5 (2) 投資的 経費	4 3 (1) 投資的 経費	4 公園費 3 都市計画費 2 1 教育費 経常経費		九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	
								都市計画区域に おける人口	人口		
人口	市部人口	人口	人口	生徒数	教職員数	学級数	学校数	学級數	学校數	児童数	人口
一〇、四二〇	一〇、三二〇	一一〇、四〇〇	一一〇、三〇〇	二二〇、八〇〇	二二〇、七〇〇	五、九一七、〇〇〇	三九六、〇〇〇	五、五三五、〇〇〇	五、五一五、〇〇〇	三〇、四〇〇	一〇、四二〇
一〇、三二〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、三〇〇	二二〇、八〇〇	二二〇、七〇〇	五、九一七、〇〇〇	三九六、〇〇〇	五、五三五、〇〇〇	五、五一五、〇〇〇	三〇、四〇〇	一〇、三二〇
一〇、三二〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、三〇〇	二二〇、八〇〇	二二〇、七〇〇	五、九一七、〇〇〇	三九六、〇〇〇	五、五三五、〇〇〇	五、五一五、〇〇〇	三〇、四〇〇	一〇、三二〇
一〇、三二〇	一一〇、四〇〇	一一〇、四〇〇	一一〇、三〇〇	二二〇、八〇〇	二二〇、七〇〇	五、九一七、〇〇〇	三九六、〇〇〇	五、五三五、〇〇〇	五、五一五、〇〇〇	三〇、四〇〇	一〇、三二〇

昭和六十三年五月十八日 參議院會議錄第十八号

地方交付税法の一部を改正する法律案

附
目

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
地方交付税法の規定は、昭和六十三年度分の地
方交付税から適用する。
2 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一
部を次のように改正する。

(国民健康保険の療養の給付等に要する経費に
係る特例) 第三十七条を次のように改める。

第三十七条 昭和六十三年度及び昭和六十四年度に限り、第十条第八号の三に掲げる経費（国民健康保険の事務（老人保健拠出金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する経費を除く。）のうち

「四十五億円」、「一千三百三十億円」を「千七百五十億円」に、「一千三百三十五億円」を「千七百六十九億円」に改める。

〔谷川寛三君登壇、拍手〕

○谷川寛三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年度分の地方交付税の総額について、現行の法定額に特例措置額二千二百七十五億円を加算した額から、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例措置額に係る一部返済額二百三十億円及び交付税特別会計における借入金等の利子支払い額二千七百八十億円を控除した額とすること、また後年度の総額についても所要の加算措置を講ずることとしたほか、普通交付税の算定について、地域産業の育成、地域経済の活性化の促進、国庫補助負担率の引き下げ及び国民健康保険制度の見直し、その他制度改正等に伴つて必要となる所要経費の財源を措置すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の算定方法、地方財源不足対策のあり方、国と地方の税源配分、東京圏と地方の格差是正、国庫補助負担率引き下げの暫定期間終了後の取り扱い等の問題について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して糸久委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して拔山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方交付税総額の長期的安定確保のため、一般財源の安定充実を図ること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長(瀬谷英行君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(瀬谷英行君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長嶋崎均君。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十三年五月十七日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十三年五月十七日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

9

10

8

議員の任期満限又は衆議院の解散により国会議員の秘書を退職したことにより健康保険の被保険者の資格を喪失した者は、当該任期満限又は解雇の日(以下「任期満限等の日」という。)の翌日において、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十条第一項の規定による申請をして同条の規定による被保険者とならない旨の申出をした者については、この限りでない。

衆議院又は参議院は、健康保険法第七十二条ただし書(同法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)の規定にかかる被保険者とならぬ者が、任期満限等の日の属する月又は規定により同法第二十条の規定による被保険者とならぬ者が、任期満限等の日の属する月又は規定により同法第二十条の規定による被保険者とならぬ者が、任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び国会議員の秘書となり、かつ、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、第三条第二項後段(第四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により任期満限等の日の翌日以降も引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとされることとなつたときは、その者に係る任期満限等の日の属する月分の同法第二十条の規定による被保険者に関する保険料額(同法附則第八条第四項に規定する調整保険料額を含む。)の二分の一を負担する。

衆議院又は参議院は、議員の任期満限又は衆議院の解散により国会議員の秘書を退職したことにより厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び国会議員の秘書となつたことにより当該任期満限等の日の翌日以降初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、第三条第二項後段の規定により任期満限

昭和六十三年五月十八日

參議院會議錄第十八号

国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

議長の報告事項

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日

本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第八一号)審査報告書

同日本閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員木本平八郎君提出対米交渉における日本政府の姿勢に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月八日死亡の藤波恒雄の後任)

大山 彰

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員

に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。

決算委員

辞任

福田 幸弘君

鈴木 貞敏君

小野 清子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

海江田 鶴造君

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

郵便法の一部を改正する法律

漁業災害補償法の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を日本銀行法第十三条ノ四第四項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(近く辞任予定の大山彰の後任) 都甲 泰正
同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第四項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の川出千速の後任)

両角 良彦

同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

山本 正和君

同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

金丸 三郎君

岩崎 純三君

井上 裕君

佐藤 三吾君

中野 明君

河本嘉久藏君

松浦 孝治君

糸久八重子君

梶原 敬義君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院を推薦する旨内閣に通知した。

山本 正和君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員

辞任

梶原 敬義君

糸久八重子君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

戦時災害援護法案(山本正和君外三名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その1)、昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

審査報告書

昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その1)審査報告書

昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その2)審査報告書

昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その2)審査報告書

昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その1)、昭和六十二年

度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

審査報告書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

郵便法の一部を改正する法律

漁業災害補償法の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を日本銀行法第十三条ノ四第四項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

本院とアメリカ合衆国との間の協定を改正する

議定書の締結について承認を求めるの件

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員

昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)審査報告書		農林水產委員	農林水產委員 遠藤 政夫君 初村淹一郎君 補欠																				
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。		記																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産庁次長</td> <td>木村 邦雄</td> <td>(退職)</td> <td>昭和三十五年六月</td> </tr> <tr> <td>環境庁長官</td> <td>窪川 功</td> <td>通商産業大臣官房付</td> <td>昭和三十五年三月</td> </tr> <tr> <td>官房長官</td> <td>大臣官房計画課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	水産庁次長	木村 邦雄	(退職)	昭和三十五年六月	環境庁長官	窪川 功	通商産業大臣官房付	昭和三十五年三月	官房長官	大臣官房計画課長			商工委員	辞任 中曾根弘文君 河本嘉久藏君 松浦孝治君 小野 明君 石井 道子君				
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
水産庁次長	木村 邦雄	(退職)	昭和三十五年六月																				
環境庁長官	窪川 功	通商産業大臣官房付	昭和三十五年三月																				
官房長官	大臣官房計画課長																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産庁次長</td> <td>中村 晃次君</td> <td>中村 晃次君</td> <td>水産庁次長</td> </tr> <tr> <td>環境庁長官</td> <td>梅沢 泉君</td> <td>泉君</td> <td>環境庁長官</td> </tr> <tr> <td>官房長官</td> <td>窪川 功</td> <td>窪川 功</td> <td>官房長官</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	水産庁次長	中村 晃次君	中村 晃次君	水産庁次長	環境庁長官	梅沢 泉君	泉君	環境庁長官	官房長官	窪川 功	窪川 功	官房長官	決算委員	辞任 小野 清子君 河本嘉久藏君 守住 有信君 福田 幸弘君				
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
水産庁次長	中村 晃次君	中村 晃次君	水産庁次長																				
環境庁長官	梅沢 泉君	泉君	環境庁長官																				
官房長官	窪川 功	窪川 功	官房長官																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産庁次長</td> <td>中村 晃次君</td> <td>中村 晃次君</td> <td>水産庁次長</td> </tr> <tr> <td>環境庁長官</td> <td>梅沢 泉君</td> <td>泉君</td> <td>環境庁長官</td> </tr> <tr> <td>官房長官</td> <td>窪川 功</td> <td>窪川 功</td> <td>官房長官</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	水産庁次長	中村 晃次君	中村 晃次君	水産庁次長	環境庁長官	梅沢 泉君	泉君	環境庁長官	官房長官	窪川 功	窪川 功	官房長官						
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
水産庁次長	中村 晃次君	中村 晃次君	水産庁次長																				
環境庁長官	梅沢 泉君	泉君	環境庁長官																				
官房長官	窪川 功	窪川 功	官房長官																				
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。		同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。	同日委員長から次の報告書が提出された。																				
昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		國会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一二号)	同日通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七二号)審査報告書																				
内閣委員		社会労働組合法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)	同日内閣総理大臣から議長承認を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大蔵委員</td> <td>小野 明君</td> <td>梶原 敬義君</td> <td>大蔵委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	大蔵委員	小野 明君	梶原 敬義君	大蔵委員	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
大蔵委員	小野 明君	梶原 敬義君	大蔵委員																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一二号)審査報告書	同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三十号の規定に基づく昭和六十一年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。				
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。		國会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)審査報告書	同日内閣を経由して日本銀行法第十三条ノ三十号の規定に基づく昭和六十一年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大蔵委員</td> <td>小野 明君</td> <td>梶原 敬義君</td> <td>大蔵委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	大蔵委員	小野 明君	梶原 敬義君	大蔵委員	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	國会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)審査報告書	同日内閣を経由して日本銀行法第十三条ノ三十号の規定に基づく昭和六十一年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
大蔵委員	小野 明君	梶原 敬義君	大蔵委員																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	國会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)審査報告書	同日内閣を経由して日本銀行法第十三条ノ三十号の規定に基づく昭和六十一年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。		戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書	消防法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)審査報告書																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	厚生年金保険法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)審査報告書	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	昭和六十一年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七三号)審査報告書	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	昭和六十一年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	消防法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)審査報告書	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>氏名</th> <th>異動後官職名</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>梶原 敬義君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> <tr> <td>社会労働委員</td> <td>河本嘉久藏君</td> <td></td> <td>社会労働委員</td> </tr> </tbody> </table>		官職名	氏名	異動後官職名	年月日	社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員	消防法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官職名	氏名	異動後官職名	年月日																				
社会労働委員	梶原 敬義君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				
社会労働委員	河本嘉久藏君		社会労働委員																				

切譲歩せず、最後は日本側が全面的譲歩を余儀なくされるだろう」と予測し、また結果はそのとおりになりつつあるが、疑問が二つ残る。

1 日本国もその辺はよく承知していたが、農民に対するゼスチャーや選挙支持基盤に対する疑惑から、対米交渉に際して勇ましく強腰のゼスチャーを見せていただけなのか、それともアメリカの狙いや要求レベルを全然承知せずに『強腰交渉の成功を少しは期待し、結果が譲歩になったことに期待外れと失望を感じているのか』どうか伺いたい。

2 昨今の日米関係において、アメリカが日本に要求している基本的内容は『日本も世界の経済大国になつた以上、大国としての責任と行動をとるべきで、欧米先進国並はもちろんのこと、日本の経済力にかんがみ欧米先進国うべし』ということと解釈するが、政府の見解はどうか。

3 アメリカ政府の日本に対するいら立ちは『日本政府の約束したことを実行せず、また国内的思想を優先させて、対外的な約束の実行や責務の遂行を遷延・回避しているとする』にあると考えられるが、政府の受止め方はどうか。

3 最近、東芝問題をはじめ包括貿易法案、あるいは北洋漁業の禁漁措置など多分にアメリカ議会・政府の理不尽さや感情的行動が目立ち、今後ますますこの傾向のエスカレートが憂慮されるが、政府はかかるアメリカの感情的行動にどう対処するつもりか。

4 政府は從来国内の思想を優先し、ダメで元々という姿勢で対米交渉を必要に行い、アメリカ

力側の感情を刺激する恩を重ねてはいるように思われるが、農産物交渉のごとく、見込みのないものははつきり関係業界にその旨を宣言し納得させるべきであり、前広に農家に期待をもたせ、挙げ句の果てが見殺し的に突き放すのは、

農家対策としても最悪であり、国内不信を招くだけでなく、対外的にも不信を招いて、国際関係をマズクするのではないかと思うが、政府の見解はどうか。

5 最近の日本の世論動向をみるとアメリカの諸施策に対する被害者意識が高じ、一方では経済力や技術力に対する過信から、『アメリカ何するものぞ』という意気軒昂さがあり、さながら第二次大戦開戦前のファッショ的雰囲気を感じるが、国民世論がそういう方向に向かっている

とすれば、重大な政府の責任ではないか。また日本は憲法第九条の戦争放棄の精神にのつとり、経済力、技術力等武力以外のバゲニングパワーもできるだけ誇示すべきではないと考えるが、政府の見解はどうか。

6 日本はまず世界の大國として自由化すべきものは自由化し、市場開放すべきものは開放しなければならないが、日米半導体協定違反を理由に半導体とは全く関係のない電動工具に報復関税をかけたり、ココム違反事件に対し、事件当事者でない東芝本社にまで制裁を課そうとしているアメリカの行き過ぎた行動に対しても、堂々と正論を主張すべきと考えるがどうか。日本はやるべきことをやつていないので、言うべきことも言えないのではないかというアメリカ側の反論を封じるためにも政府の具体的対策が

必要と考えるが、政府の見解を伺いたい。
右質問する。

昭和六十三年五月十三日

内閣総理大臣 竹下 登
参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出対米交渉における日本政府の姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について
我が国政府は、対外的に約束した内容は誠実に遵守してきている。

他方、米側の一部には、日米間で約束された手続等によつて直ちに具体的成果があらわれることを期待する傾向があるが、具体的成果は、商業活動とあいまつてあらわれるものであり、必ずしも直ちにあらわれるものではなく、米国に対しても、米国企業の競争力強化等米側努力が必要である旨繰り返し指摘しているところである。

参議院議員木本平八郎君提出対米交渉における日本政府の姿勢に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の交渉については、国際的な経済関係、多様な消費者ニーズへの対応といった観点を踏まえ、我が国農業の健全な発展との調和を図りつつ、適切に対処してきたところである。

一の2について

日米間の大幅な対外不均衡の中につて、米国の我が国に対する市場開放要求には厳しいものがあるが、その背景には、我が国が国際経済社会に占める地位にふさわしい責任と役割を十分に果たしていないのではないかとの不満もあると思料される。

我が国は、我が国経済にふさわしい国際的貢献を果たすべく、従来より、内需拡大、輸入拡大、国際社会への貢献、市場アクセスの改善等に積極的に取り組んできており、今後ともこうした努力を継続する所存である。

然環境の保全等、極めて重要であると考えてい
る。

日米間の農産物貿易問題については、国際的
な経済関係、多様な消費者ニーズへの対応とい
つた観点を踏まえ、我が國農業の健全な発展と
の調和を図りつつ、多角的貿易交渉（ウルグア
イ・ラウンド）との関連を十分考慮し、適切に
対処していく考え方である。

五について

日米間には、経済的相互依存の深まりに伴い
当然生ずる問題があるが、全体として見れば両
国間の友好協力関係は着実に深さと広がりを増
しており、各種世論調査でも、我が国国民の米
国への親近感は一貫して高い水準で推移してい
る。

日米間の個別経済問題については、一月に竹
下内閣総理大臣とレーガン大統領との間で確認
したとおり、協力と共同作業の理念に基づき縮
小均衡ではなく拡大均衡を目指す方向で解決を
図るとの基本的姿勢の下で、日米関係の更なる
発展に取り組んでいく所存である。

六について

我が国はこれまで内需拡大、輸入拡大、国際
社会への貢献、市場アクセスの改善等の努力を
払う一方、米側に対しても、財政赤字削減、競
争力強化、保護主義防遏等の努力を求めてきて
いる。

半導体問題については、我が国はこれまで日
米半導体取極を誠実に履行しており、米側
措置には何ら正当な理由がなく、また現実に我
が国における外国系半導体の売上げも増加を見
ているところ、從来から米国政府に対し対日一

方的措置の撤回を申し入れてきたところである
が、引き続きその早期全面撤回を強く求めてい
く考え方である。

米国議会で採択された包括貿易法案中の東芝
等外国企業制裁条項は、我が国のこれまでの努
力を考慮しないものであり、またココム参加国
の協力を阻害するものであると考える。我が国
はかかる問題ある条項を含んだ包括貿易法案が
成立することのないよう米側に対し働きかけを
行つたところであるが、今後とも最終的にか
かる条項が成立することのないよう米側に対し
働きかけを行つていく考え方である。

第十五号中正誤

	正	誤	行段シバ
二七三 二七七 二九〇 三四一	終わり 満足しないで 満足しないで	満足しないで	題問 問題 問題 不動産業社 不動産業者

明治三十五年三月三十日
種類便物認可日

昭和六十三年五月十八日 参議院会議録第十八号

発行所

〒 105

大藏省
電報課
印刷局
タイヤルイン
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号

二定価
二〇一円部